



平安時代の鼠の諸相 一怪異占の背景一

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2016-11-22
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 中島, 和歌子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007502

平安時代の鼠の諸相

---- 怪異占の背景 -

じめに

は、現代では洋の東西を問わず可愛いらしいキャラクター は、、現代では洋の東西を問わず可愛いらしいキャラクター は、、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であっての二例は、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であっての二例は、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であっての二例は、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であっての二例は、現代では洋の東西がよりまる。後者は、「むつかしげなるもの」の「巣」の中の「鼠の子」と共に(以上、第四節に再掲)、松尾芭蕉の発中の「鼠の子」と共に(以上、第四節に再掲)、松尾芭蕉の発中の「鼠の子」と共に(以上、第四節に再掲)、松尾芭蕉の発中の「鼠の子」と共に(以上、第四節に再掲)、松尾芭蕉の楽に用いている。後者は、「ねずみもち)の類聚的章段「花の木時代に既にあった。【枕草子』の二例は、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であっている。後者は、現代では洋の東西を問わず可愛いらしいキャラクターとして定着している。

に不安感を与える現象「物怪」 (怪異・怪・異・もののさとし・

中

島

和

歌

子

暗誦する為の幼学書『口遊』にも挙げられているように、十歳は、源順の弟子、源為憲が編纂した平安貴族の基礎知識を角的に見た上で、最後に「物怪」の例を取り上げる。

さとし)の一つでもあった。本稿では、平安時代の鼠の例を多

わす「三十六禽」の一つでもある。二支の「子」に当たるほか、一日を三十六等分した時間帯を表

三十六禽は、『五行大義』第五巻「第二十四-論禽蟲・第二十二神〉。 子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戍、亥〈謂之、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戍、亥〈謂之、

者-論三十六禽」が出典で、陰陽師が占術に用いる六壬式盤の三十六禽は「王行大弟」第五巻「第二十四-諸倉蟲・第二

しかし、平安時代において鼠の行動は、凶兆ではないかと人々

こでは天盤上の「十二月将」を指す。式神の原義である。「三 ある。対の「十二神将」は、後に仏教のそれと習合するが、こ うち、地盤に刻まれていた。『新猿楽記』の陰陽師の描写にも、 「十二神将を進退し、三十六禽を前後せしむ」と見える所以で

へて、 呼れて、位 司 いやしからず/百敷のかしこきも、甲子をむか選』三・賦)にも、「つくづく汝が尊きを思へ 日よみの 初に の年中行事「子の日」がある。「子の日」には、平安中期以降、 子の日の御賀あり」とあるように、十二支の筆頭であり、 すが、特に「子」は、向井去来の鼠尽くし「鼠の賦」(『風俗文 十六禽」の他の例は、管見に入っていない 十二支は、 年の号あらため給ふぞかし/あら玉の、春立かへれば、 方位・時刻や、十干との組み合せで年・日を表わ 正月

小松を引き長寿を祈った。

| =西北 | 戌亥の年は、「犬」ではなく「猪」を作り、炊 | 北 | で象った作り物も、高机二脚の上の洲浜に置いたが、生気が乾する際、天皇の八卦忌の吉方である生気の方角の鳥獣を桃の木杖」においては、少なくとも院政期には、作物所が天皇に献上 子の年は、「鼠」ではなく、二番手の吉方の養者の離=南=午 はり怪異を起こしやすいことが一因であろう(犬は触穢の大き るものを選んで作ったのである。鼠や犬が避けられたのは、や 馬・羊・牛・鶏・龍・兎・猪の七種の中から、天皇の年齢に当 の「馬」を作った(『江談抄』第二・正月乙・卯杖事)。つまり、 な原因でもある)。これは、鼠のイメージが良くない一例である。 5」においては、少なくとも院政期には、作物所が天皇に献上しかし、同じ正月の年中行事で、日本独自の縁起物である「卯

> を含む他の動物「海鼠」「鼹鼠・偃鼠」「鼯鼠」「鼬鼠」につい平安時代人と鼠の関係の全体像を明らかにしたい。なお「鼠」 ては、網羅的には扱わないが、必要に応じて言及する。 本稿では、このような捉え方の背景を明らかにする為にも、

身近な生態

熟語化していない例である。 態を捉えた例から見ていく。基本的に、 平安時代の鼠について、文学作品と史料の違いを問わず、 特に典故などの無い、

(一) 天敵の鳥に獲られる— 鷹・鳶

動かすな、の意である。 のに詠まれている。「おし」は鼠取り、「あゆかすな」は揺らし 平安時代には、物名歌という特殊な例ではあるが、 歌の左注にも見えるように、「鷹」が鼠を捕えた。このことは、 まず天敵から見ていくと、『万葉集』 巻十七の大伴家持の和 和歌そのも

○鷹の餌に 何を飼はまし 構へつる おしあゆかすな べく(藤原輔相『藤六集』一六・押し鮎 鼠取 ż

ば無関係であると言ってよい。また『古今和歌六帖』の歌題に 八代集中の「鼠」の例のすべてである。「鼠」は勅撰集とはほ ○はし鷹の 置餌にせんと 構へたる おしあゆかすな なお後者と後掲の『拾遺集』の物名歌もう一首、 べく(『拾遺和歌集』物名・四一〇・押し鮎・輔相 一細点がた 鼠取る

「鼠」は挙げられていない。第五帖の「細

錦の紐を

解

の題としては、後掲の和泉式部の歌を収める中世の『夫木和歌(泥受迩)」であり、鼠を指すわけではなかろう。類題和歌集『日本書紀』允恭天皇八年二月条の衣通郎姫の歌では「寝ずにき放けて あまたは寝ずみ ただ一夜のみ」(紐・三三四〇)は、

日条にも、「公卿政後、着侍従所後、鵄一隻飛入、収鼠、落中にも見えるように、トンビの餌食にもなった。『扶桑略記』同また鼠は、第三節の冒頭に掲げる『藝文類聚』中の『荘子』

抄』を待つ。

○『日本紀略』醍醐天皇・延喜十三年(九一三)八月十四日

鴟鵄一双飛入、一鵄取鼠飛過間、

共墜于

権

中納言藤原清貫肩上。巳刻、従巽角、鴟鵄一

可謂怪。

納言清貫卿肩」とある。

本紀略』『扶桑略記』同日条)。
六日、清涼殿への落雷に打たれて薨去したことで知られる(『日六日、清涼殿への落雷に打たれて薨去したことで知られる(『日喜式』を編纂した一人だが、特に延長八年(九三〇)六月二十である。藤原清貫(八六七~九三〇)は、藤原時平らと共に『延この出来事は、「怪」とされているが、その後の対応は不明

の「腐鼠」を踏まえた漢文の例については、後述する。朝無題詩』巻二「賦鼠」を除き、詩歌の例は未見である。『荘子』朝無題詩のではなかっただろうが、第三節(四)に掲げる『本く珍しいものではなかっただろうが、第三節(四)に掲げる『本

(二) 天敵の獣に獲られる

地上の天敵では、「猫」が代表的である。清涼殿の左端、南――猫・鼬・蛇、附「窮鼠猫を齧む」「鼬の間の鼠」

○『禁秘抄』上・中殿(清涼殿)・朝餉北二間の朝 餉 の間の北端の襖障子にも、「猫」が描かれていた。

二間(中略)台盤所方障子、和絵。

御手水間ノ方障子、

画猫。

(後略)

があるのも(第六節(三)『小右記』)、両者の関係に基づくの人が鼠に噛まれた際の治療法の中に「猫の糞」を用いたもの

だろう。これも、詩歌の例は、後掲「賦鼠」以外、管見に入っ

ていない。以下、散文の例である。

隠曰、「(中略)今卿相、明臣僕。始(権勢のある時は) ○『三教指帰』巻中・虚亡隠士論(一一三頁)

朝日至、憑枝端葉、忘風霜至。(後略)」鼠上之猫、終(衰微すれば)為鷹下之雀。 恃 草上露、

朕、閑時、述猫消息、曰。驪猫(黒猫)一隻。(中略)亦○『宇多天皇御記』寛平元年(八八九)二月六日条

之于朕。朕、撫養五年、于今。(後略) 能捕夜鼠、捷於他猫。先帝(光孝天皇)愛翫数日之後、

賜

き。大蔵の大夫となむ云ひし。其れが、前世に鼠にてや有今昔、大蔵の丞より冠り給はりて、藤原の清廉と云ふ者有今昔物語集』二八-三一「大蔵大夫藤原清楚と「竹田子」

なお、右の『今昔』の話は、広大な荘園領主の清廉の前世と「けむ、極く猫になむ恐ける。(後略)

忘 如

看過できない。
や、物を掻き集めること(「清廉」とは逆)も、類似点としてされる「鼠」が、「猫」を恐れること以外に、「蔵」に住むこと

以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、

も、両者の関係を踏まえたものである。 なお中世には、鎌倉初期の『古今著聞集』二○-六八七「或 ないる猫」は「鼠・すずめ」を捕らえるが、「人のまへにてはな に、北嶺比叡山延暦寺と南都七大寺の関係の比喩として、「三 に、北嶺比叡山延暦寺と南都七大寺の関係の比喩として、「三 という話が見える。また、尊経閣所蔵「興福寺牒状」 ちける」という話が見える。また、尊経閣所蔵「興福寺牒状」 ちける」という話が見える。また、尊経閣所蔵「興福寺牒状」 とあるの なお中世には、鎌倉初期の『古今著聞集』二○-六八七「或

文学全集』頭注が指摘している(③一八〇頁)。なく、「鼬の無き間の貂誇り」とも言うことを、『新編日本古典語化しているが、漢文を含め他書には見出せない。「鼠」では一方「鼬」は、次のような例が、仮名の物語に見られる。熟

○『うつほ物語』菊の宴(②五五頁)

大宮(朱雀天皇姉、東宮叔母、あて宮の母)、「(中略)や

地には、鼠の心地もすべかなれ。(後略)」「(あて宮が)参りたまはむほどこそ、(他の女性達の)心内は)鼬の間なき心地してなむ」。東宮、うち笑ひ給ひて、むごとなき人、あまた候ひ給ふ、と承れば、(あて宮の入

室の笛を(仲忠に)奉りたまふ。(中略)おとど(兼雅)、の間』とこそ聞きたまへけるは。(後略)」とのたまひて、にしを(老いて耳も聞こえにくくなったが)、今宵は『鼬おとど(正頼)、「後生ひの恐ろしかりしかば。耳はすばり

やうなるべし。鼬の間の鼠としも仕うまつれとてなむ」藤壺(あて宮)参りたまひなば、(梨壺は)装束の薫物のなむありし。(中略)(梨壺を)今宵なむ参らせむと思ふ。「(仲忠に)消息申したりしは、后の宮よりのたまふこと

事典』諺・陣野英則氏)の意であり、逆に「鼬の間なき心地」間だけは幅を利かせている」(笠間書院『王朝文学文化歴史大る。よって「鼬の間の鼠」とは、「自分よりも強い者がいないり「鼬」がいない間の「鼠」は、安心して振る舞うことができ「鼠」は、常に「鼬」を恐れているが故に、「鼬の間」つま

木奇歌集』の短連歌にも見えている。 天敵としての「鼬」は、後掲(五)の『注好選』、第四節は、優位にある者を恐れ怯えて過ごす心理状態である。

0

散

○『法華験記』下−一二五「信濃国の蛇と鼠」(句読点は私守の経供養により、共に忉利天に転生する。

われ、地上では「猫」「鼬」「蛇」に狙われ続ける弱い存在であっ以上のように、平安時代の鼠は、空からは「鷹」「鳶」に狙有妙音楽、満虚空界。夢覚。明朝、蛇・鼠倶死矣。

此広大恩、生生世々、

結怨敵心、殺害。今、依貴善根、免我等罪報、可生忉利天。中、二男、着於鮮白妙衣、形貌端正、敬啓守言、「我等生々、為救蛇・鼠、忽於一日内、, 書写法華経、 開講供養。 其夜夢放捨」。守、有慈心。若捨此鼠、為蛇所呑。故、不可放。守、

可奉報尽。作此言 已、二人昇天。

(三)糞をする、「鼠矢」

れらは、場所によっては「物怪」と解される、「鼠」の属性・鼠は、あらゆる所に「巣」を作り、そして「糞」をする。こ

病で参内もしなくなったことの描写の中に用いた。師輔の為の天暦三年(九四九)三月十六日付の辞表の中で、老れる(第六節(一)『小右記』)。漢文でも、大江朝綱が、藤原習性の一つである。漢語では「鼠矢」と言い、日記に例が見ら

同(為貞信公請致仕)第二表 ○『本朝文粋』巻五・表下附辞状・一三一・致仕・後江相公・

況去天慶七年(九四四)以来、薬石不静、

行歩已衰。

つ。悪臭のする不潔な物ではあるが、物自体に、それ以上のマえに、逆に香木の「丁子」とすり替えられたことが、意味を持が手に入りやすいこと、臭いことが前提となっている。それゆがまに入りやすいこと、臭いことが前提となっている。最の「糞」と服 空 畳、塵満匣中。向闕之車 徒 抛、鼠印 茵上。

い物でもないのである。イナスイメージは無いことに留意しておきたい。特別に禍々し

『古本説話集』上 - 一九「平中事」

り。「畳紙の物の故なめり」と妻は聞き臥したり。(中略)暁に帰りて、心地悪しげにて、唾を吐き、臥したていい。鼠の物をとり集めて、丁字に入れ替へつ。また、畳紙に丁子入りたり。瓶の水をいうてて、墨を濃くまた、畳紙に丁子入りたり。瓶の水をいうてて、墨を濃く

好選』に見えるが、他書では未見である。

なお、「鼠」に関わる小便についての諺と語源譚が、後掲

(四)巣を作る、子を産む 附 白鼠の超能力

鼠が「穴」に住むことは、上代に散見するが、平安時代にも、

で扱う。
で吸う。
「穴鼠」の熟語については、第三節(五)

『四声字苑』云、鼠〈昌与反、和名禰須美〉穴居小獣、種○『倭名類聚抄』巻十八・毛群部第二十九・毛群名・鼠

類多者也

の「馬の尾」のように、鼠は貴族達にとって身近な物の隙間、また、上代の五行占の例(『日本書紀』天智天皇元年四月条)

和泉式部が、それに応じたものである。 の「黒の屋」のように、最に貴族道にとって長近な物の隆門のように、 のによる「泉」を詠み込ん和歌の例が比較的多い。とは言え、次の四例の最初は、紀友則 だ物名歌、二例目は、陰陽師賀茂保憲の女(つまり光栄や慶 が名歌、二例目は、陰陽師賀茂保憲の女(つまり光栄や慶 が名歌、二例目は、陰陽師賀茂保憲の女(つまり光栄や慶 がりに子を産みつけた。穴に類似する。この属性については、 の「黒の屋」のように、貴に貴族道にとって長近な物の隆門

四二一・鼠の、琴の腹(胴)に、子を産みたるを・輔相・やは 子をば成すべき(『友則集』七〇/ 『拾遺集』物名・やは 子をば成すべき(『友則集』七〇/ 『拾遺集』物名・

ところどころほころびて(後略)(『賀茂保憲女集』序)で、薄き衣をたちきるとて、楸をまねびて、卯の花白 襲風の巣になし、風無きあなたに捨てたり。蝙蝠は時に合ひ鼠の巣になし、風無きあなたに捨てたり。蝙蝠は時に合ひ鼠の巣になし、風無きあなたに捨てたり。蝙蝠は時に合ひ鼠の巣になし、風無きあなたに捨てたり。蝙蝠は時に合ひは、はじめを防ぎし火桶を、むばたまの暗きすみに置きて、近の巣にないのでは、夏になりぬれ二句「君をのみこそ」五句「子をば産むべき」)

○家の子の とはば うつくしと 思ほゆるかな(『和泉式部集』六一四・入道殿 うつくしと 思ほゆるかな(『和泉式部集』六一四・入道殿 の君にかく 嫁の子とだに 知らざれば 此(子)の子鼠の 罪 いるとが、和泉式部に遣はしける・法成寺入道関白) の君にかく 嫁の子とだに 知らざれば 此(子)の子鼠の 罪 いる。 できれば 此(子)の子鼠の 罪 いる。 できれば 此(子)の子鼠の 罪 いる。 できれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らるれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らざれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らるれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らざれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らるれば 山(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らなれば 山(子)の子鼠の 罪 の者にかく 嫁の子とだに 知らばれば 此(子)の子鼠の 罪 の者にから なり は れば れば しける・法成寺入道関白) の者にから なり は れば しが は れば しが なりぬらん あな (穴)

(あぁ、いとしい)」と言っていることから、嫌悪の対象とし妻源倫子腹の次男の子)の比喩として用い、「あな、うつくしその子に対する幾分の軽視は含むだろうが、道長が自らの孫(正ある。子鼠そのものを詠んだのではなく、また、息子の妾妻と城陽恭王祉)、贈答歌の「子鼠」は、小さくか弱い両者の孫で城陽恭王祉)、贈答歌の「子鼠」は、小さくか弱い両者の孫で漢語「鼠子」は罵る言葉であるが(『東観漢紀』巻七・伝二・漢語「鼠子」

「嫁」と認めて「嫁の子」と呼んでいただけるとは、この「子でも、日本文化の創始者なのである。和泉の返歌は、小式部をに入った最も早い例である。道長は、鼠をカワイイと言った点に入った最も早い例である。道長は、鼠をカワイイと言った点でも、日本文化の創始者なのである。もし子鼠に対して可「ねず鳴き」などに通じる感覚と言える。もし子鼠に対して可ていないことは確かである。本稿冒頭でも触れた『枕草子』のていないことは確かである。本稿冒頭でも触れた『枕草子』の

鼠の異称である。後掲(五)の『定頼集』の例と共に、ごく初また、道長歌の「嫁の子」という熟語は、「嫁の君」と同じく、

鼠」は果報者だと喜ぶ内容である。

期の例だが、道長歌では「嫁の御」であるかもしれない

若紫の女童)、「犬丸・宮犬丸」(藤原行成二男実経・三男行経) さから、「犬宮」(『うつほ物語』仲忠の娘)、「犬君」(『源氏物語 「犬」は、六畜の一つで産穢・死穢を起こす一方、多産や丈夫産に注目された「犬」や中国の「兎」とは異なっている。なお 人名は、幼名に限らず未見である。 のように、幼名に用いられた。しかし「鼠」の付く平安時代の ない。平安時代の他の史料でも、鼠の産そのものが見えず、多 産」による穢れは散見するが、「鼠」は後掲の比喩にしか見え 草子』も同様である)。道長の日記『御堂関白記』にも、「犬の さて、これらには、産穢の意識が全く窺えない (後掲 0

となる事なき人の、子などあまた」の繋がりや、 産という性質については、前掲『保憲女集』序の「鼠の巣」と いう表現、後掲『枕草子』における「鼠の子」「巣の中」と「こ また、『古事記』の大国主の火難の末尾にも見えた、 次の説話に若 鼠の多

干窺える程度で、他の三首は無関係である。 改行した。『今昔』四-一九出典 『注好選』下-六「五百の老鼠は羅漢果を得」(原漢文。

に生る。 六十の 井に五百の老鼠有り。日々に経を聞くこと数年なり。 正法の時に、僧一人房に在り。常に法花経を誦す。 遂に悪道の苦に堕ちず。慈尊 して、 無生忍を得、分身して施し、 天の寿尽きて舎利弗に値ひて阿羅漢果を証し、年の為に、一夜に悉く食せらる。五百乍ら忉利玉 (弥勒) 0) 仏事を作して衆生の出世の時に大果を 忉利天 房の天 時に

> を利益すべし。 何に況むや、人有りて信を生じ、 此の経

聞かば、 更に果を得て成道疑ひ無し。

三年金の気を冷びて命を存す。常に一つ処を以て小便を為 知る。 り。白鼠と成れば、善く一年の内の吉凶幷千里の外の事を三百才に満つるとき、即ち色白し。百才の初めより白むな三百才に満つるとき、即ち色白し。百才の初めより白むな又外典の『抱朴子』(内篇・対俗)が曰はく、「白鼠は、寿 す。小便に鑊の尻朽ち破れて、其より鼠出づるなり。時に 火鼠は風に当たれば即ち死す。鼠大きなる鑊に入りて、 に増す。火鼠は炎州に育る。其の皮を取りて 衾 と為すなり。 人云はく、「励む鼠は鑊の尻を穿つ」と。 名づけて神と日ふ」。鼠の耳(耳孫・子孫)は季春

れたことが正史に見えている。 代末期の八世紀から九世紀にかけて、西日本の諸国から献上さ 巻二十一・治部省・祥瑞には見えないが、祥瑞として、奈良時 「白鼠」は、次の類書又は出典の『抱朴子』 に基づく。 『延喜式』 右の波線部のうち、「火鼠」と「炎州」については後述する。

『藝文類聚』巻九十五・獣部 抱朴子』内篇曰、『玉策記』、称、「鼠、 則色白。 下・鼠 名 日 仲。

及千里外事也 百歳者、

(能く一年中の吉凶及び千

里の外の事を 能知一 寿三百歳。

年中吉

図

善憑人、

而卜。

を知るという。 人に乗り移って占いをし、その年の「吉凶」や、「千里の外の事 鼠は、寿命が「三百歳」であり、「一百歳」になると白くなり、 予知能力及び千里眼である。 『藝文類聚』は、

典の『抱朴子』内篇・巻三・対俗にも、確かに同文が見える。 初唐の欧陽詢等編で、『日本書紀』等の文飾に用いられた。出 なお、盛唐の徐堅等編『初学記』巻二十九・獣部・鼠第十四は、

「事対」にのみ「肉万斤、寿三百」とある。

(五)物を齧る・喰う――人、装束、紙、 調度、道具

この属性・習性は、思わぬ所に子を産みつけることと同様に、 鼠は、種々の物を齧り喰う。当時の動詞では「食む」という。

「怪」やさらに「災」にもなり得る。

ている(第六節の(三)『小右記』万寿二年十一月二十八日条)。 「人」を噛むこともあった。藤原実資の娘も「指」を齧られ

次は、その際の処方の一つである。

『医心方』巻十八·治鼠咬人方第三十四

有亦脈者、是也。豆辛十二枚、合皮切、以水二升煮、取 「医門方」、療人被鼠咬、諸処皆腫。経年月、不瘥。其咬処、 去滓、頓服了。幷嚼敷瘡上、立

のは、装束である。絹は動物性、麻などは植物性だが、鼠はそ の違いを問わない。 但し、「人」は例外的で、鼠が齧って損なった例が最も多い

○脱ぎ(他本「縫ひ」)換ふる 袖を伝へて 藤 衣 見るも涙の たよりなりけり(『相模集』 一八六・服におはする人のゆ とまりたるを見るも、 かたびらの袖を、 鼠の損なひたれば、解きかへて、古きが あいなうあはれにて)

相模は、清少納言の息子橘則長の妻であり、家集には『枕草

との和歌などの贈答も、複数回行った。 の康保三年(九六六)丙寅生まれと推定されており、 子』を踏まえた歌が散見する。清少納言は、道長や公任の同年 和泉式部

次も、貴族の邸宅、道綱邸での被害の例である。「其れ」とは、

「物可咲く云て、人咲はする侍」の「内藤」を指す。 『今昔物語集』二八 - 四三「傅大納言烏帽子を得たる侍の

被て、籠居たりければ、主大納言此を聞き給ひて 取替の烏帽子も无くて、烏帽子を不為で、宿直壺屋に袖を に、烏帽子を鼠の喰手持行て、散くに喰ひ損たりければ、 其れが其の家(道綱の一条の家)にて、夜る寝たりける程

西寺(平安京の西寺)の 老鼠(年寄り鼠)若鼠 御 裳食の作品でき、半ままは、これでも、装束や「幡」などの布類が被害に遭っていた。 き社でも、装束や「幡」などの布類が被害に遭っていた。 つ(「つみつ」の転)袈裟食むつ 袈裟食むつ 法師に申さむ 御裳食む

C 他にも、寺の資材を損なった例が、『平安遺文』に見える。 『広隆寺文書』仁和三年(八八七)『資材交替実録帳』

師に申せ 法師に申さむ 師に申せ

略)袍右袖鼠所所食損。(中略)「酔胡」装束柒具 **倉、小々鼠食損》(後略** 一呉楽(伎楽)面形弐拾壱頭(中略)「呉女」装束壱具(中 通物章(中略)厨子肆基 (中略) 一基〈高三尺、有堂町 (中略)

。金比羅宮所蔵文書』天元三年(九七九)二月二日条にも、 今校、无紵汗衫七領·合袴一腰、又一腰鼠食損

と見なされ占われた例については、 〈卅四流為鼠喰損、故柔康大徳所作〉」とある。「怪」 後述する(第六節の(二)

と同じく、陰陽師に式占を行わせた(第六節の(三)『小右記 が、それに当たるか。日記にも一例見え、「指」を齧られた時 常的であった為か少ない。強いて挙げれば、次の『今昔』の例 寛仁元年九月条)。 しかし意外にも、「紙」を齧ったという例は、あまりにも日

『今昔物語集』 一二-三四「書写山性空聖人の語

経の破の落ち給へる也けり。 たるを見れば、紙の破れ也。取て火の光にあて、見れば、 るに、上長押より鼠の走渡るに、枕上に物の掻き落とされ 略)忽て(使者が)播磨国へ下る。其の日晩れて、摂津 円融院の天皇、位を去り給て後、重く煩ひ給ふ事有り。 の国の梶原寺の僧坊に宿しぬ。夜る、(中略)と思ひ臥た 中

た。西大寺のような大寺の「法師」の「御裳」や「袈裟」は、 を齧る例が散見する。元の催馬楽には、「紙」の語は見えなかっ 「紙衾」ではなく絹製であったのだろう。 一方、中世以降は、前掲の催馬楽を踏まえた和歌を含め、「紙」

一同・七八六・返し・法橋慶雅 引きぞ捨てつる 老鼠 千代まで衣を かふるべければ

中世に、文学作品を含め鼠による「紙」 の被害の例が散見す

> る。 頼豪の祟りによって死んだという(『延慶本平家物語』『源平盛 て「鉄鼠」に化して延暦寺の経典を食い破った。親王は四歳で かった。その後、怨念を抱いて断食して命を絶ち、怨霊となっ せたが (敦文親王)、戒壇創設は延暦寺の反対により実現しな その一つである。彼は、白河天皇の皇子誕生を祈願して実現さ 0 るのは、 鼠の害が他所よりも深刻であり、脅威であったことも重要であ はもちろんだが、鼠が多産であることや、経典を蔵する寺では、 衰記』)。この説話の前提として、山門・寺門の対立があること 頼豪(一〇〇二~一〇八四)が「鼠」に化したという説話も、 仏教との関わりが考えられる。園城寺(三井寺)の僧

ここは、男の母親の数珠ゆえに、嫁と姑との関係が踏まえられ ている。やはり、俳諧的で、例外的な歌である。 る。「嫁の子」は、前掲の道長が和泉式部に贈った歌にも見えた。 歌の作者相模と同世代の藤原定頼(公任長男)に、次の歌があ 達が鏑矢の「羽」を食べ尽くしていた。前掲「脱ぎ換ふる」の さて鼠は、繊維以外に道具類も齧る。『古事記』でも、子鼠

○嫁の子の 蓮 の珠を 喰ひけるは 罪失はむとや 思ふらん (『定頼集』 九六・尼上〈定頼母〉の蓮の数珠を、

ひたりけるを見て

えられている。前者は、「夢」に現われた「鼠墓」に住む「大 束をした王を助ける話で、後者も王を救った方法の一つが類似 きなる鼠の金の色なるが三尺許なる」「鼠の王」が、祭祀の約 「鼠」の登場する説話でも、 物の具を齧るという習性が踏ま

する

○『今昔物語集』五-一七「天竺の国王、鼠の護りに依りて

放れ逃げて一も無し。車も皆飡損れにけり。 て、軍皆裸にて着る物無し。象も馬も繋ぐ鋂無ければ、 で、軍皆裸にて着る物無し。象も馬も繋ぐ鋂無ければ、 皆飡損じたり。甲冑・太刀・剣の緒に至るまで皆飡切られ で、全き物一つ無し。亦、弓の、絃・胡録の緒・絃巻等、 で、全き物一つ無し。亦、弓の、絃・胡録の緒・絃巻等、

○同・六-九「不空三蔵、仁王呪を誦して験を現せる語」

るので、第三節で取り上げたい。 また「草」や「壁」を齧る例については、いずれも典故があには見られたが、和歌に限らず、平安時代の例は未見である。 なお、鼠が「米」を齧るということは、上代の『歌経標式』

でに挙げておく。物を集めることについても、次の例があった。囓ることのつい物を集めることについても、次の例があった。囓ることのついなお、本節(二)に掲げた清廉の話とも関わる、反故など、

なり。さても(私の貴女への)心ざし浅きにあらざなりな。と(降嫁)したまひけれな。さらばただ捨てられたまへる(仲忠が妻一の宮に)「そは、かぶき娘をこそ、かかるこ。『うつほ物語』蔵開・上巻(②四○四頁)

父に捨てられた貴女を愛する自分は物好きだとの冗談である。 捨てさせたまふ好む鼠もあなり。 (後略)]

(六)夜に騒ぐ

ものである。夜間の例が目立つ。となるせわしないことと関わるが、「鼠」は騒ぐ、音を立てる

前項の物を齧ることや、無常の比喩(第三節「二鼠」「月の鼠」)

『落窪物語』の姫君の部屋に、少将が初めて入ろうとした場でごまかした上で、恋人を強く抱いて、姫君の行と行かないよこぎ」の恋人でもある「帯刀」が、「犬」か「鼠」の仕業だと言ったざ」の恋人でもある「帯刀」が、「犬」か「鼠」の仕業だと言ったさせた。この物語は、口寒や方便などのごまかしが散見するが、これもその一つである。

○『落窪物語』巻一(三九頁)

なわびし。あなうたて」と、いとほしくて腹立てど、動き、なが、「何わざかせむ。寝なむ」と抱きて臥したれば、「あれば、「なでふことぞ。したるやうのあれば言ふか」と言れば、「なでふことぞ。したるやうのあれば言ふか」と言れば、「なでふことぞ。したるやうのあれば言ふか」と言れば、「なでふことが。(あこぎが)「こき惑ひて、起くれば、帯刀さらに起こさず。(あこぎが)「こきなわびし。あなうたて」と、いとほしくて腹立てど、動きなわびし。あなうたて」と、いとほしくて腹立てど、動きなが、「何わざかせむ。

この点では同等である。ように、「産」については、両者は対照的な扱いを受けていたが、近な動物として、「鼠」と「犬」が対になっている。前述した正な動物として、「格子」の辺りで「夜」によく「音」を立てる身

もせず抱きこめられて、かひもなし。

においてイメージが出来上がった可能性が大きいのではないか。 騒ぐ「鼠」は、「夜」だけでなく、「冬」という季節とも結びつ 後掲の無常を表わす「日月」の「鼠」の、土御門院の歌が早い。 いていく。連歌の例は未見だが、「狐」と同様に、連歌や俳諧 和歌では、「騒ぐ」ことを詠んだ例は後代にしか見られない。

鼠の伝説

を掲げたので、ここでは省く。 鼠」については、既に第一節(四) のうち、百歳になると白くなり、予知能力と千里眼を持つ「白 な例を、「鼠」を用いた比喩表現の前に、見ておきたい。伝説 前節では、身近な鼠の姿を見た。逆に伝説における非日常的 末に『注好選』 『藝文類聚』

(一)「炎山」 附モグラ(偃鼠・田鼠)

は無い。 但し、前掲『注好選』や次項の例とは異なり「火鼠」との関係 次の書に、鼠は「炎山」から生まれるという発想が見える。

○郭璞·山海経序

は炎山より生ず)。 陽火出於冰水、陰鼠生於炎山 (陽火は冰水より出で、 陰鼠

去した(『日本三代実録』同日条)。「宅」は西七条(七条・西 がある(「洲」は「山」と同じく平声)。勤は、融の同母弟で、 元慶五年(八八一)五月十六日、参議・従三位、五十八歳で薨 菅原道真の源 勤 哀悼の詩にも、「炎山」を「炎洲」とした例

> 亡した。「炎洲」は、火事で焼けた邸宅跡の土を指 大宮)にあったが、道真の自注によると、薨去の数箇月後に焼)『菅家文草』巻二・九五・路次、観源相公旧宅、

公、去年夏末、薨逝。其後数月、 ぬ 旧の経営 ・ 台榭失火。〉

雇相

苦問遺孤何処行 一朝焼滅旧経営 苦に問ふ 一朝焼え滅びぬ 遺孤 何れの処にか行く

半燋松樹鳥啼声 半燋の松樹 鳥の啼く声

残燼華塼苔老色

残燼の華塼

(敷瓦)

苔の老いたる色

泉眼石稜誰定主 応知腐草蛍先化 且泣炎洲鼠独生 泉眼(泉の湧き出る穴)の石稜 泣かなむとす 炎洲 鼠独り生ることを 知るべし 腐草 蛍先づ化ることを 誰か定

飛蛾豈断繞燈情 い私) 豊 燈を繞る情を断ためや飛べる蛾(思慕の情を断つことができな れる主ぞ

悲しいことだの意。」とある。前者は、『礼記』月令・季夏之月 物の変転ははかりがたく、如何ともすることができないことは 化して蛍となり、焼けた土の中から鼠が発生するといわれる。 頸聯については、『日本古典文学大系』頭注に、「腐った草が

とされている。これら、特に「炎洲」から「鼠」が生ずること 火」により、焦土と化した為である。 が、「物の変転」の例として引かれたのは、当然「旧宅」が「失 のまま七十二候の「腐草為蛍」(宣明暦では「大暑」の第一候)

(六月)の「鷹 乃 学習、腐草為蛍」の後半を指し、これがそ

道真は他に、散文で「腐鼠」を用いているが

『菅家後集』には、「鼠」は見えない。 『菅家文草』巻九)、詩の中の「鼠」は、右の一例のみである。

腹〈庄子〉」と、当該箇所を引いている。を考までに挙げておく。道真は、『荘子』逍遥遊篇の最初の三章に基づく「五言八韻」の古調詩三首を詠み、それぞれに「義章に基づく「五言八韻」の古調詩三首を詠み、それぞれに「義でとり」の、というでは、『花子』』のでいる。でいっと、当該箇所を引いている。

○『菅家文草』巻四(巻末)・堯譲章・小序

あるいはわずかな水で腹を満たして満足するので、天下な由に譲らむとす。許由、鷦鷯・偃鼠の心(一枝に巣くい、術べて曰く、堯帝、炬火の浸灌の喩へを挙げて、天下を許偃鼠之心、更帰堯帝於天下。

ど不要)を説きて、更めて堯帝に天下を帰す。

いう発想は、日本の知識人には上代から知られていたはずであ記』は五経の一つゆえ、陰暦三月にモグラがイエバトになると具注暦(陽明文庫蔵)三月十三日の注が早い。但し出典の『礼としては『御堂関白記』の自筆本である、寛弘九年(長和元年)としては、「儼鼠」の他に「田鼠」とも言う。これも、同じモグラは、「偃鼠」の他に「田鼠」とも言う。これも、同じ

○『礼記』月令

| 季春之月、(中略)桐始 華 、田鼠化為鴛(田鼠化して駕

と為る)、虹始見、 萍 始生。

書に見える(後述)。 さらに、「鼹鼠(もぐらもち)」の表記もあるが、これは本草

(二)「火鼠」と「火浣布」

あへなし」(②三八一頁)と、粗筋が引かれている。 ち生まれることよりも、『神異経(記)』を出典とする「火鼠」の皮衣」は、『竹取物語』の右大臣阿部御主人の求婚譚に、は、の皮衣」は、『竹取物語』の右大臣阿部御主人の求婚譚に、は、の皮衣」は、『竹取物語』の右大臣阿部御主人の求婚譚に、は、「変」は、『作取物語』の右大臣阿部御主人の求婚譚に、は、「変」は、『後国、と「火鼠」を出典とする「火鼠」がさて、「鼠」と「火」の結びつきとしては、「炎山(洲)」かさて、「鼠」と「火」の結びつきとしては、「炎山(洲)」かさて、「鼠」と「火」の結びつきとしては、「炎山(洲)」か

○『藝文類聚』巻八十五·百穀部·布

作布。用之、若垢汙、以火、燒之、即清潔也。でる木を生やす)。昼夜、火然。得暴風、不熾。猛雨、不滅。下不出外、而色白。以水、逐沃之、即死。取其毛、織以中、不出外、而色白。以水、逐沃之、即死。取其毛、織以中、不出外、而色白。以水、逐沃之、即死。取其毛、織以中、不出外、而色白。以水、烧之、即清潔也。

○『初学記』巻二十九・鼠(『藝文類聚』鼠にナシ)

『束晢発蒙記』曰、西域、有火鼠之布、東海、有不灰之木。

て焼かせたまふに、めらめらと焼けぬ。「さればこそ、異皮衣を見れば、金青の色なり。(中略)火の中にうちくべ『竹取物語』阿部の右大臣と火鼠の皮衣(三九・四一頁)

葉の色にてゐたまへり。物なりけり」といふ。大臣、これを見たまひて、顏は草の

○『倭名抄』巻十八・毛群部・毛群名・火鼠(「鼠」の直後。

○雪白き 富士の高嶺や 古 の 煙の底に 晒しける色若汚、以火、焼之、更令清潔矣(更めて清潔ならしむ)。『神異記』云、火鼠〈和名比禰須三〉。取其毛、織為布。

南方に火の山あり。わたり四十里。 らるまで の布の名をば火浣と云へり。(『百詠和歌』第十二・資財部・ その布けがるる時は、火に焼けばきよくなると云へり。其 その布けがるる時は、火に焼けばきよくなると云へり。其 その布けがるる時は、火に焼けばきよくなると云へり。其 その布けがるる時は、水に焼けばきよくなると云へり。其 その布けがるる時は、水に焼けばきよくなると云へり。其 その布けがるる時は、水に焼けばきよくなると云へり。其 の布の名をば火浣と云へり。形、鼠の如し。重、百斤。毛の 前えず。火の中に獣あり。わたり四十里。らるまで

山」と「火鼠」の結びつきは、前掲の『注好選』の波線部にも、も異なっていたのである(傍線部)。なお、「火の山」つまり「炎語」で右大臣が、当初の予算以上の大金で購入した偽物は、「色」は、「曹」和歌』には「雪」のようだとある。『竹取物は「白」で、『百詠和歌』には「雪」のようだとある。『竹取物は「火鼠」は、「藝文類聚』所引『神異経』によると、毛の「色」

いう発想の組み合せもあろう。無いが、「火鼠」と、次項に挙げる「鼠」が「蝙蝠」に化すと無いが、「火鼠」と、次項に挙げる「鼠」が「蝙蝠」に化すと歌文学大系』(武田早苗氏担当)の脚注に、「火鼠の『皮』から歌文学大系」(武田早苗氏担当)の脚注に、「火鼠の『皮』から歌文学大系の和歌の「火鼠の蝙蝠」という表現は、明治書院『和また、次の和歌の「火鼠の蝙蝠」という表現は、明治書院『和

「火鼠は炎州に育る」とあった。

さらに、前節で掲げた、同じ家集の序文の一節にも、「火鼠」置き(燠)やしてまし(『賀茂保憲女集』夏・六五)の手馴れるれど なほ火鼠の 蝙蝠(扇子)は 暑さぞまさる

捨てたり、蝙蝠は時に合ひて、薄き衣をたちきるとて、ひまの、暗きすみに置きて、鼠の巣になし、風無きあなたに○(前略)夏になりぬれば、はじめを防ぎし火桶を、むばたが踏まえられている可能性がある。再掲しておく。

によくあったというだけでなく、前者で自らも詠んでいる「火当たり、特に「鼠の巣」になることを挙げるのは、それが実際保憲女が、「夏」には「火桶」が不要になることを述べるにさぎをまねびて(後略)(『保憲女集』序)

なお、「鼠」から「蝙蝠」への繋がりも、「夏炉冬扇」(『論衡』鼠」の語による連想があるのではないか。

(三)「千年鼠」が「蝙蝠」になる、「仙鼠」

の例は、巻四の新楽府・○一七○「黒潭龍」にも、「不知龍神ところで、平安文学に多大な影響を与えた『白氏文集』の「鼠」

饗幾多、林鼠山狐長酔飽、狐何幸、 して見えるが、晩年の作に多い。例えば、巻六十八・三四四〇 「老病相仍、以詩自解」の「虫臂鼠肝猶不怪、鶏膚鶴髪復何傷」 | や「虫」の卑小さを前提とする『荘子』大宗師篇「鼠 豚何辜」と、「龍」の餌と

現がある。 肝虫臂」を踏まえた、老骨の表現である。 つまり「蝙蝠」は「鼠」の中の「仙」、「仙鼠」であるという表 また、晩年のみに見られる例に、「千年の鼠」が「蝙蝠に化す」、

五絶句・洞中蝙蝠 『白氏文集』巻六十八(『後集』巻十六)・三四七九・山中 五首目 (全)

黒洞深蔵避網羅 千年鼠化白蝙蝠 黒き洞に深く蔵れて網羅を避く 千年鼠は白き蝙蝠に化し

一生幽暗又如何

一生幽暗又如何

遠害全身誠得計

害に遠ざかり身を全うして誠に計を得た

自嘲(老を喜びて自嘲す)・冒頭の六句 『白氏文集』巻七十一(『後集』巻十七)・三六五一・喜老

面黒頭雪白

面は黒くして頭は雪のごとく白し

自嫌還自憐 自ら嫌ひ還た自ら憐れむ

毛亀蓍下老 毛亀は蓍下に老います。

蝙蝠鼠中仙 名籍は連客(隠者)蝙蝠は鼠中の仙たり

名籍同逋客 衣装類古賢 衣装は古賢に類す (隠者) に同じく

巻七十一 (『後集』巻十七)・三六七一・禽虫

衆鼠相看有羨色 一鼠得仙生羽翼 一鼠仙を得て羽翼を生ずいっと 衆鼠相看て羨やみの色有り

豈知飛上未半空 豊に知らんや飛び上りて未だ半空ならざ るに

結局「烏鳶」の餌となることに変わりは無い(前節(一)参照)。 但し三首目によると、「羽翼」が生え「仙鼠」となっても、 已作烏鳶口中食 已に烏鳶の口中の食と作らんとは

なるという発想は、これによっても平安貴族に知られていたで ではなく「百歳」となっているが、「鼠」が老いて「蝙蝠」に 白詩の発想を踏まえていると考えられる。次の類書では、「千年」 前項で述べたように、保憲女の「手馴るれど」の歌も、右の

あろう。

○『初学記』巻二十九・鼠(『藝文類聚』鼠にナシ) 鄭氏『玄中記』曰、百歳之鼠、化為蝙蝠

識があったことが確認できる。 集』巻六十八の絶句「洞中蝙蝠」の全文を引いており、その知 日条の末尾で、「文集第六十八 千年鼠化白蝙蝠」以下、前掲『文 曾孫)が、日記『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)十月十 平安時代の漢詩の例は未見だが、和漢兼作の藤原師通 (道長

文学作品には、次の『注好選』の例を除き、未見である。鼠に 初期の『十訓抄』の例はあるが(傍線部が若干異なる)、他の 羽」が生え、 また「仙鼠」の語は、巻七十一の絶句をそのまま引いた鎌倉 「蝙蝠」「仙鼠」になることが詩に詠まれていな

卑下の心情とは結びつきにくいことが一因であろう。 いのは、このような発想が、次節の例に見られるような述

『注好選』下-二四「蝙蝠は霊鳥と成る」

昔、人至らざる山寺に、老鼠有りて寺に住す。日暮るれば、 快楽を受く。之に因りて、金色の仏を造らずとも、 ** 鷲と成りて自在に飛行して、 礼拝す。即ち此の報を即身(この世ながらの身)に感ず。 に衆人来りて、金色の仏の面を見奉り、道心を発して合掌 像を飛び廻るに、古仏の色身(像)漸々に研かる。 即ち前の谷の至りて、 の鳥の怖れ無し。遂に天中に生れて(天界に転生して) 羽を湿らして来りて、 物を食するに乏しからず。 金色の 仏に荘 後の時 面の

『十訓抄』第六可存忠直事(忠直を存ずべき事) − 三○ 厳を加ふれば果報殊勝なり。

有羨色 (前略) 可憐上天猶未半 楽天書けることあり。一鼠得仙生羽翼 忽作烏鳶口中食 これ、ものを 衆鼠看之

うらやむまじき心にや。

が生えても、 という。裏返せば、 おり、次いで「鷲」になり、「諸の鳥の怖れ」から解放される 部の夜間に濡れた羽で飛び回るという描写から、自明とされて い存在なのである。 前者では、「老鼠」がまず「蝙蝠」になることは、 「蝙蝠」 後者の引く白詩句にあるように、「羽翼」 のままでは、依然「諸鳥」に食われる弱 題と傍線

「仙鼠」ではなく「天鼠」が見えている。これは、空中を飛ぶ なお後述するように、本草書などには、「蝙蝠」の異称として、

> 鼠 の類の意で、 特に伝説を踏まえたものではなかろう。

熟語 漢語 和語、 典故有

己卑下の述懐に見られる。その他には、無常の比喩の例が非常 らかじめ述べておくと、人事の比喩は、他者に対する批判と自 本節では、「鼠」の熟語、典故のある語句を取り上 一げる。 あ

続き平安時代も影響を受けているので、まとめて挙げておく。 挙げたが(第一節(四)末)、他にも多くの書を引き、 『藝文類聚』鼠は、既に末尾の『抱朴子』の「白鼠」 伝説を

『藝文類聚』巻九十五・獣部下・鼠 前略)『毛詩』(鄘風)曰、「相鼠、 刺 無礼也。衛文公、 相鼠、有皮。人

而無儀。人而無儀、不死何為」。

也。 善鳴。食人禾稼。逐、則走入樹空中。亦有五伎。(後略)」。 又(『詩経』魏風)曰、「碩鼠碩鼠、無食我黍」。『詩義疏』 今之河東、有碩鼠。大、能人立前。両脚於頭上、跳舞、 樊光謂、 · 即『爾雅』鼫鼠也。許慎云、「鼫鼠、五伎鼠

国、何患』。対曰、『社鼠者、不可 燻、不可灌。君之左右、『左伝』曰(中略)。『晏子春秋』曰、「景公、問晏子、『治 不可灌。

出売寒熱。入則此周。此之謂社鼠也』」。

璞。周人、謂鼠未腊者(未だ腊かざる)、為璞」。 『尹文子』曰、「鄭人、謂 玉 未理者(未だ理かざる)、『尹文子』曰、「鄭人、謂 玉 未理者(未だ理かざる)、 『荘子』日 (中略)。又 (秋水篇) 曰、 恵子、相梁

泉、不飲。於是、鴟、得腐鼠。鵷鶵、過之。仰而視之曰、 北海。非梧桐、不止。非竹実(『荘子』練実)、不食。非醴 其名、鵷鶵。子(恵子)、知之乎。夫鵷鶵、 相たり)。荘子、往見之。(中略)荘子、見之曰、「南方有鳥。 『嚇』。今、子、欲以梁国、嚇我 (荘子)耶(梁国を以て、 発南海、

此善喻也。近器、尚憚。況貴大臣之近帝王乎」。(中略, 賈誼書(『漢書』賈誼伝)云、「鄙諺曰、我に嚇せんと欲するか)」。 欲投鼠、 而忌器。

百歳者、則色白。善憑人、 及千里外事也』」。 『抱朴子』内篇曰、「『玉策記』称、『鼠、寿三百歳。満一 (後略 而卜。名曰仲。 能知一年中吉凶

(一)「壁」を「穿つ」――わび住まい、荒廃のイメージ

だが、詩の全体は残っていない。 をも齧った。小野篁(八〇二~八五二)の詩句に例が見える。 前掲の道真の例に先立つ、日本で「鼠」が詩に詠まれた早い例 で「鼠」が種々の物を齧ることを取り上げたが、さらに「壁」 まず、熟語ではない「鼠」 単独の表現から見ていく。

『和漢朗詠集』上・秋・虫・野・三二九 床(寝台)には嫌ふ短脚にして

壁厭空心鼠孔穿

「新編日本古典文学全集』の注に、後掲 の穿たるることを の藤原敦光

> もふまえているのではないだろうか。 諭一・○○○四「凶宅」の「蛇鼠穿墻墉 廃のイメージは無いので、篁の詩句は、 鼠無牙、何以穿我墉〈毛詩〉」とある。但し、「行露」詩には荒 文抄』三・人事部上にも、「誰謂雀無 墉を穿つ)」を踏まえることが指摘されている。この詩は、『明 鼠無牙、何以穿我墉 (誰か謂はん鼠に牙無しと、何ぞ以て我が が 角 、 何以穿我屋、 へがぎし、 (蛇鼠は墻墉を穿つ)」 『白氏文集』巻一・諷

穹窒熏鼠、塞向墐戸(窒を穹しくして鼠を熏べ、 向を塞ぎて という日本の「床」には無い物を用いた句と対になっている。 ない。篁の詩句も、「鼠」が「壁」に穴を開けることが、「短脚」 詩ゆえに詠まれた例と言える。 び住まいを表わすが、実態は蟋蟀の声が近くに聞こえるに過ぎ 戸を墐る)」による「壁の中のきりぎりす」は、秋らしさやわ 右の両句が引く『詩経』貰風「七月」中の「十月蟋蟀入我牀下、 いが大きいだろう。『礼記』月令「季夏之月、蟋蟀居壁」 の古代にほとんど見られないのは、まず中国と日本の建築の違 なお詩に限らず、「鼠」が「壁」や「塀」を齧る例が、日本

(二) | 周の鼠・玉と鼠」 | 投鼠忌器

の

卑小さ、 価値の無さ

など、上代から、諸書で確認できた。 に住むという表現や、山上憶良・大伴家持の漢文での扱われ方)卑小さ、価値の無さは、日本でも、史書や地誌の「穴」

雖微、猶毀郑牛〈魏文帝書〉」が見える。『藝文類聚』には無い。 文抄』五・雑事部にも、ほぼ同文「蚤虱雖細、困於安寝。鼷鼠まくちねずみ・はつかねずみ)は、「鼠」の中でも小さい。『明 一方、次は、小さくても侮れないという例である。「鼷」(あ

○『初学記』巻二十九・鼠・事対「食鳥、毀牛」 魏文帝(曹丕)与王朗書曰、「早蝨雖細、困於安寝。

雖微、猶毀郊牛」。

対象とされている。 しかし、他の詩文では、基本的に卑小ゆえに軽んじるだけの

玉の未だ理かざるを謂ひて、璞と為す。 周人、鼠の未だ腊かぎょく らによる『延喜格』の序文の末尾に引かれている。 ざるを謂ひて、璞と為す」である。この「玉」と「鼠」に雲泥 の差があることを前提とした故事が、空海の詩序と、藤原時平 その一例が、前掲『藝文類聚』所引『尹文子』の「鄭人、

- 『性霊集』巻第一「遊山、慕仙詩幷序」末尾 (前略) 老鵶 (年老いたカラス) 同黒色、玉鼠号相防 宝
- と鼠ほど異なる) 人心非我意、何得見人 『本朝文粋』巻八・序申・書序・二〇〇・延喜格序 『明文抄』三・人倫部は「珍」を「珠」 (『類

に置換して引く

を投げ付けようとして傍の器を傷つけるのを恐れることは、君 また、「投鼠忌器(鼠に投ずるに器を忌む)」つまり、 と周鼠の珍に同じ、慙を懐くこと遼豕の献に類す)。 謹序。 (前略) 招嗤同周鼠之珍、懷慙類遼豕之献 (嗤ひを招くこ 鼠に物

> においてをや」に拠る。『明文抄』には、より長く引かれている。 き喩へなり。近器、尚ほ憚る。況や大臣の帝王に近づくを貴ぶ 賈誼伝の「鄙諺曰く、『鼠に投ぜんと欲して器を忌む』。此れ善 喩えである。同じく『藝文類聚』所引「賈誼書」、つまり『漢書』 主の側近を退治しようとして君主に害が及ぶのを恐れることの

『明文抄』二・帝道部

里諺曰、「欲投鼠、

而忌器」。此善諭也。鼠近於器、

鼷鼠

であったことが確認できるが、用例は未見である。 このように「投鼠忌器」は、類書・幼学書に見え、 必ず之を害す)。〈已上同(『漢書』賈誼伝) 投。恐傷其器。況於貴臣之主乎。在人之右、衆必害之(況 んや臣の主を貴ぶに於いてをや。人の右に在れば、衆くは 基礎知識

(三)「碩鼠」、「腐鼠」「社鼠(社の鼠)」「鼠輩」

擬人、非難もしくは卑下

の例を見ておきたい。 以上は「鼠」単独の典故のある表現だが、次に 「鼠 の熟語

にも、「遊宦京都二十春、 氏家訓』を引くが、これも平安時代の用例は未見である。 人云、多為小善、不如熟一碩鼠五能不或伎術 不如碩鼠解蔵身」と詠まれている。『明文抄』四・人事部下は「古 経』他が引かれていた。『白氏文集』巻十九・一二二九一ト居」 主に喩えた詩(八句三章)に始まる。前掲『藝文類聚』に『詩 まず「碩鼠」は、大きな鼠の意で、『詩経』魏風のむごい君 貧中無処可安貧、長羨蝸牛猶有舎、 〈顔-〉」と『顔

さて、「碩鼠」以外は、 やはり「鼠」が卑小な存在であるこ

盗泉 (後略) 」 (『白氏文集』巻一・諷諭・○○二八・感鶴) では、 左注や、白詩「鶴有不群者 四〇三九~四〇四三・思放逸鷹、夢見感悦作歌一首幷短歌)の でふれた家持歌(『万葉集』巻十七・四〇一一~四〇一五・新 「腐鼠」つまり腐った鼠、ないしドブネズミは、第一節(一) 飛々在野田 飢不啄腐鼠 渴不飲

早く空海が用いていた。次は、道教信者で神仙を求める者の価 用例では、無常の比喩に次いで、「鼠」の熟語としては多い。 参照)、人事における価値の無い物の比喩である。平安時代の しかし、これらの出典である『荘子』秋水篇は(『藝文類聚』

あくまでも凡鳥達の餌だった。

隠(虚亡隠士)曰、「(中略)視繊腰(美女)、如鬼魅、 『三教指帰』巻中・虚亡隠士論(一〇九頁 如腐鼠 (爵禄を見ること腐鼠の如し)。(後略)」。

見

次も、「腐鼠」という熟語ではないが、「鳳」「鸞」との組み

値観である。

三九頁)と、「鼠」が物を齧り、蚕が桑を食うことに喩えている。 悟りから遠い者の描写である。なおこの直前では、貪欲で憐れ みの心が無いことを、「若鼠、若蠶(鼠の如く、蠶の如し)」(一 合せであることから、『荘子』に基づくことがわかる。仏教の ○ 『三教指帰』巻下·仮名乞児論 (一四○頁)

海之賦」、兼示「大菩薩之菓」、曰、「(中略) (仮名乞児は)開心蔵鍵、振舌泉流、 見鳳、 正 滤 述 一生死

> 仰 嚇嚇。摯鼠、摯犬、俯則咋咋(鳴きわめく)。(後略)」。

「腐鼠」は、自らに用いれば、卑下の言葉となる。

『菅家文草』巻九·請罷蔵人頭状(『本朝文粋』巻五·表下 禁省而已(伏して願ふ、聖主陛下の、臣〈道真〉の掌る所 跛特妄触仙欄、腐鼠初汗(ルビ「ケガサ」、『本朝文粋』汚) 附辞状・辞状・一四二・寛平三年〈八九一〉二月三十日) を停め、更めて其の人を選ばんことを。跛똮の妄りに仙欄 伏願、聖主陛下(宇多天皇)、停臣所掌、更選其人。勿 俾

の描写である。 ○『本朝文粋』巻十二・伝・三七七・羅泰・鉄槌伝幷序

但し、『本朝文粋』の「腐鼠」のもう一例は、騒がしい

に触れ、腐鼠の初めて禁省を汗さしむる勿れ)。

殿長閉、朱門自康。腐鼠揺動、鴻雁翶翔。 誠号摩良。精兵暁発、突騎夜忙。襲長公主、破少年娘。紫

壌に因り、 陽貨道豈正、其権執国命、由来富与権、不繋才与賢、所託得其 ○一一九「歎魯二首」の一首目にも、「季桓心豈忠、其富過周公、 は、出典として『晏子春秋』を引いていた。『白氏文集』巻二・ な場所に巣を作って悪事を働く者を表わす。前掲『藝文類聚』 また、「社鼠」つまり「社(神殿)」に隠れる「鼠」は、安全 雖愚亦獲安、彘肥因糞壌、 鼠の穏やかなるは社壇に依る)、虫獣尚如是、 鼠穏依社壇 (彘の肥ゆるは糞

虎級 なお『明文抄』は、 〈同〉」として、これを踏まえた『文選』史論下・沈約 五・武事部に「(前略) 鼠馮社貴、

休文)「恩倖伝論」の対句を引いている。

狐に関心のあった知識人の一人である。 (『本朝続文粋』巻一・雑詩・古調・参安楽寺・二百韻・四百句の第三百二十七句目)。 匡房は、狐の妖しい面を記などに取句の第三百二十七句目)。 匡房は、狐の妖しい面を記などに取り上げ、かつ「狐」の故事成語を詩などで用いた、平安時代のり上げ、かつ「狐」の故事成語を詩などで用いた、平安時代のり上げ、かつ「狐」の故事成語は、『書書』謝鯤伝にも見える。大江非子』外儒説石といる。

まれるが、平安時代の例歌は無い。(四)なお「社鼠」は、和歌でも、後代には「社の鼠」として詠なお「社鼠」は、和歌でも、後代には「そら

指す。東国の武士に対する蔑視が窺える用法である。翌長元元年(一〇二八)六月に房総地方で反乱を起した忠経を一条院万寿四年(中略)狼戻之鼠輩〈上総国平忠常〉」とある。日記や文学作品の例は未見だが、『石清水田中家文書』に、「後日記や文学作品の例は未見だが、『石清水田中家文書』は、「腐鼠」「社鼠」と同じく鼠の卑小さに基づく「鼠輩」は、

(四)「相鼠」

前掲(本節冒頭)『藝文類聚』鼠には、第一章「相鼠有皮。人を共にし、衛の人心をつかんだ(『史記』衛康叔世家)とされる。から、賦税を軽減し、刑罰の公平を期し、自らも百官庶民と苦僚を諷刺する詩である。衛文公(戴公の弟の燬)は、即位当初郡風「相鼠(鼠を相る)」三章四句に基づく。礼儀を知らぬ官やや詳しく見る為に、便宜的に項を別立てしておく。『詩経』やや詳しく見る為に、便宜的に項を別立てしておく。『詩経』

の現存部分の唯一の「鼠」の例でもある。歯、人而無止、人而無止、不死何俟」)。これが、『世俗諺文』為憲編の幼学書には、第三章が引かれている(残りは「相鼠有而無儀。人而無儀、不死何為」が引かれていた。平安中期の源

『世俗諺文』上巻・人而無礼胡不遄死

Historia も礼無ければ胡ぞ 遄 に死せざらんや)。注云、にして而も礼無ければ胡ぞ 遄 に死せざらんや)。注云、『毛詩』云、相鼠有体。人而無礼。人而無礼、胡不遄死(人

との違いが明らかである。敦光は、明衡の男。 集約されているが、すべてマイナスイメージであり、仮名文学、次の賦は、「相鼠」を含め、漢詩文でのイメージがいくつか

○『本朝無題詩』巻二・動物・七五・賦鼠・藤原敦光 | 応似黷官忘恥辱 | 応に官を黷して恥辱を忘るるに似 | 短暗猫来命殆危 | 燈暗くして猫来れば命殆んど危し | といる | といる | をいる | を

定判才疎行又虧 定めて判せん(きっとはかきりわかるだ若逢衛国文公化 若し衛国の文王が化に逢はば

更同貪禄失威儀応似黷官忘恥辱

更に禄を貪りて威儀を失ふに同じかるべ

語釈には、「相鼠」の詩において、「鼠は貪欲狡猾にして賤悪『本朝無題詩全注釈一』(本間洋一氏、新典社、平成四年)ろう)才疎にして行も又虧くと

0

本節の されるべき動物と意識されている」とある。波線部については (一) で、「鳶」「猫」との関係については第一節で述べ

右の『本朝無題詩』以前の、共に外交における例である。 「相鼠」は、他にも数例見られる。『本朝文粋』の二例は、

『本朝文粋』巻十二・牒・三七九・菅原淳茂(道真五男)・

大宰答新羅返牒·却帰使人等事

鼠を忘るるを嫌ふ) 雖誠切攀竜、猶嫌忘相鼠 (誠に攀竜を切ると雖も、 猶ほ相|

『本朝文粋』巻十二・怠状・三八七・不明・東丹国入朝使

望振鷺而面慙、詠相鼠而股戦(相鼠を詠み而して股戦はす)。 裴 璆 等解申、進過狀事·謬奉臣下使入朝上国怠狀

○君恋ふと 鳴海の浦の 浜ひさぎ しほれてのみも 不忠不義、向招罪過 年を経る

家歌合』四五及び判詞 似忘相鼠之篇而已。五月廿一日、 知海鼇之深心。籬鷃短翎、已忘大鵬之垂翼。雖思逍遥之義、 骨、无敢所採。 誠に是れ、動神明、感鬼物者なり。抑、謬歌体、 かな 此の歌、義理分明、卓牢古歌、制作之美、挙世鼓動 独慙、各各相闘、 両両双害。 井蛙浅智、 散位基俊 (『源宰相中将 毎度、歌 争

は見えず、『和漢朗詠集』は前述の篁の詩句のみである。 朗詠集』には、「鼠」の例は無い。 源基俊が歌合の判詞でも引いているが、彼が編纂した『新撰 方、平安末期の『明文抄』二・帝道部下には、「相鼠」の『世 遡って『千載佳句』にも

> える)、「欲投鼠而忌器」、「碩鼠」、「鼠馮社貴(社鼠)」や、後 牛」(五・武事部に類似の「千石弩不為鼷鼠発機(後略)」も見 述の「虎鼠」の計十例、「鼠」を含む詩文が引かれている。一 俗諺文』と同じ箇所を引き、他にも、前述した「窮鼠齧狸 「捕鼠之狸」、「誰謂鼠無牙、何以穿我墉」、「鼷鼠雖微、 (猫)」、 猶失公

(五) 「虎鼠の論」 「穴鼠」 ——卑下・述懐 また、「鼠」を形容する熟語ではないが、次を出典とする「虎 附 「鼠穴乗車入」

書の例としては、平安時代で最多である。

は時を失った者という対照的な存在を表わす。「虎鼠」は 鼠の論」「虎鼠」という熟語がある。「虎」は時を得た者、「鼠」 明明

文抄』三・人事部上にも挙げられている。 『文選』 巻四十五 ・東方朔 ・答客難

為る) 抗之則在青雲之上、抑之則在深淵之下。用之則為虎、不用 則為鼠(之を用ふれば則ち虎と為り、用ひざれば則ち鼠と

かとは無関係である。

但し、次の「龍虎」と「蛇」「鼠」の対比は、時を得るか否

生の説)。前、視千金之裘、猶対龍虎。今、観寸歩之蛇(小 虚亡隠士(中略)曰、「吁吁、 異 哉。 卿 之投薬『三教指帰』巻中・虚亡隠士論(一〇四頁) 亀毛先

○)七月二十六日、天元三年(九七五)正月二十日付けの「奏 またこれは、 若瞻歸鼩(小ネズミ)。(後略)」 地位・任官に関わる表現ゆえ、 天徳四年

· (九六

らの沈淪を指し、他人を非難する文脈ではない。上」(申し文)や、述懐の詩の例がある。いずれも「鼠」は自

○『本朝文粋』巻六・奏状中・申官爵・一五四・平兼盛・請

其志合者、風雲之感忽至、其節立者、虎鼠之用自分。殊蒙鴻恩被拝勘解由次官幷図書頭等闕状

例挙達<u>弁官・右衛門権佐</u>闕状 ○『本朝文粋』同・一六九・三善道統・請被特蒙恩恤因准先

百里奚牛羊之慙、主以進顕位、東方朔虎鼠之論、人以為美

談

三宮(輔仁親王)・十六句中の十二句目○『本朝無題詩』巻四・春付閏三月・二一二・春日述懐〈勒〉・

右は、「春の山をながめやれば、風流(自然を楽しむ)心をの興を動かし、世に在りては応に虎鼠の論を知るべし)望山暫動煙霞興、在世応知虎鼠論(山を望みては暫く煙霞

うでない者がいるのだとよくわかる」と訳されている。動かされるが、こうして世に生きていると、勢いを得た者とそ

の中(宗尊親王『竹風和歌抄』第一・二四六・鼠/『増鏡』○虎とのみ 用ゐられしは 昔にて 今は鼠の あな (穴) 憂 世

くし」に掛詞の可能性があった。上代の大国主を助けた話や、れる。早くは、前掲(第一節の(四)の道長の歌の「あなうつ右の歌の「あな」は、「鼠」の「穴」を掛けていると考えら中・第七北野の雪・八二・中務のみこ)

の宗尊親王の歌も、この語を踏まえているのであろう。鼠」という卑下・述懐の語が、平安末期以降に見られる。右いまれ、という卑下・述懐の語が、平安末期以降に見られる。右いまえたものだったが、そこに籠るイメージを与えた「穴をまっての穴居生活者の比喩も、「鼠」の「穴」に住む習性を正史等での穴居生活者の比喩も、「鼠」の「穴」に住む習性を

を詠んでいるので、前項の「相鼠」が「穴鼠」の語の成立に代の小沢蘆庵(一七二三~一八〇一)が「相鼠」の題で「穴鼠」なお「穴鼠」は漢語ではないが、次の三首目のように江戸時

○つくづくと 入り籠もり 穴鼠 世のふる事を 引きぞ集むる

関わっている可能性が高い。

カガ阝 【 (三) [) 「「言事で、 『 / ニョーモー(『土御門院御集』獣名十首・三五四/『夫木抄』雑部九・○世を忍ぶ 心のうちの 穴鼠 安く出づべき 道もあるらし

○穴鼠 あなはしたなと 思へども 我が垣越ゆる 人にまされ御製〉・五句「道もあるらん」)動物部・鼠・一三○五○・同〈百首御歌〉・同〈土御門院

後述する(第六節(二))。 掘るに近い、物を掘り出した例については、怪異とされたので例は、第一節(五)に挙げたものの他に未見である。「穴」を一首目のように物を集めるという習性についての平安時代の一り(小沢蘆庵『六帖詠草』雑下・相鼠・一九三二)

意しておきたい。 他者を非難・批判するのではなく、卑下や謙遜であることに注 以上の「虎鼠」も「穴鼠」も、「鼠」の卑小さを前提とするが、

次は、『世説』の引用である。師通は、摂関家では例外的な

りたかったのであろうと推測されている。なお当日に式占を 行った陰陽師は安倍泰長のみで、賀茂道言の勘申は別件であろ ので、今浜通隆氏が、五日甲申の「寅剋の夢想」の意味を、 小さが前提だが、風諭は見られない。「夢」についての逸話な 才の人で、匡房について漢籍を学習した。この故事は、 鼠 の卑

睛。八卦物忌也。 後二条師通記』 自 (藤原) 友実許、 寬治六年十一月九日戊子条(全文 召取『世説』第三、

引見。『神農書』云、「湯池」云々。 不覚」云々。『世説』第三云、「鼠穴、 披見之処、点本如常。 即返給畢。寅剋払暁夢想云、 乗車入」。子細、 「不明 可

つである。粗末な衣との対で、粗末な食事を表わす。 なお、典故は未詳だが、次も「鼠」を用いた卑下の 表現の一

吾党之人、或不構私室、或僅結草庵、 往生院、移置病者事・永延二年 洹精舎無常院之風儀、欲訊此結緣知識、有習地之霧露 『横川首楞厳院二十五三昧起請』一、可建立房舎一字、号 · 人非金石、遂皆有憂。将造一房、 (九八八) 六月十五日条 牛衣防風、鼠飡送日。 其時可用。願伝彼祇

「月の鼠」、「日の鼠」「月日の鼠」―― 騒ぐ・ 齧る、 無常

平生如是、寝疾誰憐。

(後略

の比喩が最も多い。それは上代も同じだった。『万葉集』 本節冒頭で述べたように、平安時代の「鼠」の用例は、 「二鼠」から「月」へ、「藤」から「草」へ 無常 の憶

> 慧伝の誄の「鼠藤易絶、虵篋難停」等々に続くのは、空海の英えで、『日本挽歌』の漢文の序の「二鼠』や、『藤氏家伝』の 貞良の「日本挽歌」の漢文の序の「二鼠」や、『藤氏家伝』の 貞元 文の二例である。

『性霊集』巻四・為酒人内公守(光仁天皇王女、酒人内親

桓武天皇妃)、遺言一首

我、還驚谷神(魂)之忽休。(後略) では、でして、としない。 (七十歳)、気・力、倶尽。況復、之大帰矣。吾齢、しんが、 (七十歳)、気・力、倶尽。況復、之大帰矣。吾齢、しばいして、 (七十歳)、気・力、倶尽。況復、 尤霊、則起。々也、名生、帰之、称 死。々生之分、物いれた。 きょ 吾告、式部卿・大蔵卿・安勅 箇親王也。夫、道本虚無。々終、 (桓武天皇第十三王女)、三 無始。陰陽、気構、

○ 『性霊集』巻六·為藤大使(藤原葛野麿)亡児、 蹄鳥・角冠(禽獣)、誰无仏性。早 見 実相 脚浄。福(善業)、延現衆(現世の衆生)、不怕鼠侵。无 象王(仏)。妄雲褰性空、覚月朗心秋。執香、自 諷音 遠 徹、摧伏馬頭(獄卒の馬頭羅刹)、香気遙薫、 (前略) 所以、敬為亡息周忌、聊設法筵、礼供三尊。 福履(福禄)、天長地久。鱗衫(爬虫類)・羽袍(鳥類)、 1 馥、洗衣、 奉仰

本古典文学大系』の頭注には指摘がある)。 ずみ」にも挙げられているが、後者は引用が明示的ではない(『日 者では「両鼠」「命藤」が明記されており、『広文庫』の

無常の比喩は、「鼠」の例歌としても、 但し、「月日」の「二鼠」ではなく、最も早い次の藤原高光(師 の和歌を含め、「月」の「鼠」のみを詠んだ例が多い。

○頼む世か 月の鼠の 騒ぐ間の 草葉にかかる (懸かる・掛かる) 露の命は(『高光集』三二八・作者不記・露の命む世の・露の命を/『奥義抄』三二八・作者不記・露の命を/『続詞花集』釈教・四六二・楼炭経の心を・如覚法師「騒ぐ間に草葉にかかる露の命を」)

たわけではない。

ている(次節)。まず、彼が贈られた例歌から見ていく。と頼は、他に「ねずもちの木」や「ねず生ひ」の短連歌も作っであるとの指摘、補注に「俊頼」の間違いとの指摘がある)。は、『日本古典文学大系』の頭注に出典が『謌林拾葉集』巻九来の「鼠の賦」の「草の根をはむ月の鼠は、俊成卿のうらみ」来の「鼠の賦」の「草の根をはむ月の鼠は、俊成卿のうらみ」

○語らばや 草葉に宿る 露ばかり 月の鼠の 騒ぐまにまに

でも何でも齧る(第一節.(五))。を食む」ことが詠まれている。前述したように、「鼠」は植物未だ明示されていない。しかし、次の俊頼の歌では、「草の根未だ明示されていない。しかし、次の俊頼の歌では、「草の根格

○我が頼む 草の根を食む 鼠ぞ と思へば月の 恨めしきかな(俊頼『散木奇歌集』秋部・四九六・明き月を見てよめる(俊頼『散木奇歌集』秋部・四九六・明き月を見てよめる

鼠」などと同じであり、出典に近い。「黒」い「月」の「鼠」の両方が登場する。「二鼠」、空海の「両掲載している。但し、この話には、「白」い「日」の「鼠」と、後頼は、自らの歌学書に、例歌二首と共に、次のような話も

○『俊頼髄脳』上・黒白(日月)の法文 ○『俊頼髄脳』上・黒白(日月)の法文 「「火華和難抄」四三八・五句「騒がしきかな」) そ宿れるを/『色葉和難抄』四三八・五句「騒がしきかな」) そ宿れるを/『色葉和難抄』四三八・五句「騒がしきかな」) を宿れるを/『色葉和難抄』四三八・五句「騒がしきかな」)

なる荒野をゆくに、虎といふけだもの、にはかに来たりにある事とぞうけ給はる。たとへば、人ありて、はるかこれは、世のはかなきたとひにて、経文(『大集経』か)

と、底にあるわにのごとし。その、たのみてひかへたる ば、追ひつる虎、また、口をあきて、はひのぼらば食は と思ひて待つ。目のおほきなる事、金椀のごとし。 といへるものの、大きなる口をあきて、落入らば食はむ れらをみても、 をつみ切るがやうに、程もなきといへるたとひなり。こ は月なり。月日のゆくさまなむ、 月日の過ぎゆくなり。白きねずみは日なり。黒きねずみ 悩なり。 に追ひいれつる虎は、この世にてつくりあつむる業障煩 り。底にあるわには、我がつひのすみかの地獄なり。上 むとして立てり。これすなはち、この世の中のたとひな ぬさきに、かきあがらむとすれば、上に立てる虎、はま 落入りて、底に待ちをるわにに食はれなむとす。 はるがはるつみ切る(噛み切っている)。つひに切れては、 草のねを、白きねずみと、黒きねずみと、二つして、か むと思ひて、にらみて立てり。まなこ白く、歯の長きこ 古き井のやうなる穴に走りいりて、穴のなからばかりに 白く長きこと、つるぎのごとし。落ち入りつる上を見れ ある草をひかへて(つかんで)見れば、穴の底に、わに て、その人を食はむとする。にげて走る程に、野の中に、 たちかはりつつ、 心あらむ人は、世のはかなき事をば、 草の根をつみ切るねずみは、 かのねずみの、

れが喩えられている」(『王朝文学文化歴史大事典』動物・久富。この話は、「鼠の食み続ける姿に人を死に追いやる時間の流

ているのである。や、月日の経過(月の移ろい)という時間の流れが、喩えられや、月日の経過(月の移ろい)という時間の流れが、喩えられみ続ける姿に、人を死に追いやる、昼(日)と夜(月)の交代木原玲氏)のだが、より細かく言えば、草の根をせわしなく食

/『夫木抄』雑部九・動物部・鼠・一三○四七・同〈十題○後の世に 弥陀の利生を 被らずは あなあさましの 月の鼠以後、無常観の強まる平安末期に、繰り返し詠まれた。

○のどけかれ 月の鼠よ 露の身を 宿す草葉の ほども無き世気安百首・清輔朝臣)

百首〉・後京極摂政・弥陀の利生を)

騒ぐなり(同・一三九一・無常・小大進/同・一三〇五〇いかにせむ かかれる草の 露の世を 月の鼠は 音(根)に

けり(『教長集』秋歌・四二三・明月夜静) ○いさ知らず 月の鼠の 騒ぐらん 今宵の晴れは のどけかり

二.同.花園左大臣家小大進

また、鎌倉初期には、漢文と同じく、「日の鼠」や両方の「鼠」(『教長集』雑歌・九一三・同じ題〈述懐〉をよめる)○たまゆらも 草葉の露は かからじを 何とて騒ぐ 月の鼠ぞ

十首和歌・四季日・冬・一一四/『夫木抄』雑部九・動物(『土御門院御集』承久四年〈一二二二〉正月廿五日詠二○冬枯れの 草葉に騒ぐ 日の鼠 昨日は今日に なるぞ程無き

の例歌も見られる

部・鼠・一三〇四九・百首御歌・土御門院御製

〈留まり難きを覚え侍れば〉 鹿『六帖詠草拾遺』雑歌・三四一・二鼠競ひて、老身久しの月に日に かく衰へば 魂の ありとも果ては 何に宿らん (蘆

この時期以降、見られるようになる。なお、土御門院の歌のような「冬」「冬野」と鼠の結びつきも、

四、「鼠」が付く物の名前、「鼠」に関わる物事

ものや擬人法以外の「鼠」に因む例を見ておきたい。 最後に、「鼠」が付く物の名称や仕草の呼び方など、鼠その

- にも見える。その他に、「鼠、返」「鼠、戸」「鼠木戸」「鼠倉」る。これは、実際の鼠と関わる物で、『類聚名義抄』三・木等まず、建物の一部の名前に、上代から見える「鼠、堂などりがある」、「鼠」が付く物の名前――建物の一部、植物、動物など(一)「鼠」が付く物の名前――建物の一部、植物、動物など
- 母式云鼠走〉門枢横梁也。四声字苑云、杳〈莫到反、又莫代反、漢語抄云度加美、功四声字苑云、杳〈莫到反、又莫代反、漢語抄云度加美、功四声字苑云、杳〈墓〉

等があるが、中世以降の物である。

もち」の例が、仮名文学作品を含め複数見られる。 植物にも、「鼠」が付く物が多い。特に「ねずみもち」「ねず

だむ。四声字苑云、棟〈音臾、漢語抄云、禰須三毛知乃木〉鼠梓四声字苑云、棟〈音臾、漢語抄云、禰須三毛知乃木〉鼠枠

『倭名類聚抄』巻二十・草木部・木類・楰

男も見て限りなくめでけり。(『伊勢集』二・詞書)
ねずみもちにつけてやりける、長月ばかりのことなるべし。
雨に添へてふる里は紅葉の色も濃さぞ優れる」と書きて、

○『枕草子』三八段

とは、地はパーダーとよう。 は、 は、 ないのない、 はなり。 棟の木 山たちばな 山なしの木。(後略) しきなり。 棟の木 山たちばな 山なしの木。(後略) をかれてちぬは(中略)ねずもちの木、人並み並みになる

脚はじかみといふものの多かるを見て・阿闍梨隆源) ○垣根には 鼬はじかみ 生えてけり 付く ねずもちの木よ

部卿為家卿〉)
○片山の おどろに雑じる ねずもちの 引く人ありと 頼むべ○片山の おどろに雑じる ねずもちの 引く人ありと 頼むべ

だ末句を付けた。
の「鼬はじかみ」に対して、俊頼が「ねずもちの木」を詠ん句の「鼬はじかみ」に対して、俊頼が「ねずもちの木」を詠ん天敵の一つが「鼬」であること(第一節(二))を踏まえ、本いことに注目している。『散木奇歌集』の短連歌では、「鼠」のたまれらのうち、『伊勢集』では紅葉に、『枕草子』は葉の小さ

る為の命名である。 られている。これらは、鼠類の他は、鼠の身体の何かに似ているの他、本草書には、種々の「鼠」の付く植物や動物が挙げ

輔仁本草』(『本草和名』)は、延喜十八年(九一八)頃に

甘平无毒(後略)〉」、獣部「土撥鼠〈味甘平无毒(中略)海中 そこに見える名称を列挙しておく。なお、丹波康頼に仮託され 深根輔仁が撰述し、十世紀末の丹波康頼『医心方』が継承した。 た『康頼本草』には、傍線を付したものの他に、草部「鼠麹〈味

『輔仁本草』(括弧内は基本的に注記を略述したもの)

有之如獺〉」がある。

巻五・玉石下

「鼠卿」(「礬石」の一名

「鼠毒」(「特生礬石」の一名)

巻六・草上

巻九・草中

「鼠舄」(「沢瀉」の一名。 和名「なまる・おもたか」)

「鼠姑」(「牡丹」の一名、和名「ふかみくさ・やまたちは な」、巻二十に再掲

「鼠蓑」(「莎草」の一名、和名「みくり・さく」)

「鼠韮」(「垣衣」の一名。和名「しのふくさ・こけ」) 「鼠粘草」(「悪質」の一名、和名「きたいす・うまふふき」)

巻十一・草下

「鼠尾草」(和名「みそはき」、セージのこと)

巻十三・木中

「鼠矢」(「山茱萸」の一名、和名「いたちはしかみ」「か

りはのみ」)

巻十四・木下

「鼠李」一名「鼠梓」(和名「すもものき」)

「鼠査」(「赤爪草」の一名

「帰鼠」一名「鼯鼠」(和名「もみ」、ムササビ)

「鼹鼠」一名「隠鼠・鼠王・鼢鼠・鉄鼠」他(和名「うこ

ろもち」、モグラ)

巻十六・虫魚類

「天鼠・仙鼠・飛鼠」(「伏翼」の一名、「蝙蝠」も一名、

和名「かはほり」、コウモリ)

「天鼠矢」一名「鼠姑・仙鼠」(和名「かはほり」)

「牡鼠矢」一名「唐鼠」(和名「をねすみ」)

「鼠婦」一名「鼠負・鼠姑・委鼠」(和名「おめむし」、ワ

ラジ虫)

「碩鼠」(「螻蛄」の一名、和名「けら」)

巻十八・菜 「海鼠」(和名「こ」)

「鼠芥〈鼠食其花、而皮毛皆落。故以名之〉」(「芥」、 和名

「鼠賞」(「仮蘇」の一名、和名「ののえ・いぬえ」)

出崔禹〉」の一名

一からしし

巻二十・有名無用・草木類 「鼠麯」(「苓耳〈状似鼠耳樷生。

「烏葵鼠耳」(「相馬」の一名)

「鼠肝」(「癰草葉」の一名)

「鼠茎」(「参果根」の一名)

巻二十・本草外薬「牡鼠卯〈治卯腫〉」

「鼠場土」一名「鼠壌土」(和名「ねすみのつち」)

獣名、『和漢三才図会』三十九・鼠など)や、「鼬鼠・黄鼠・騒 狼」(『倭名類聚抄』 巻十八・毛群名、『十巻本倭名類聚抄』 巻七・ なお、前述した「鼠」の天敵のイタチは、「鼬」の他に、「鼠

鼠」(『本草綱目訳義』五十一・獣)とも書かれた。

偃鼠皮御帯一条」「繋著偃鼠皮御帯」と同じ物であろう。 偃鼠皮御带一腰」、斉衡三年(八五六)六月二十五日条「斑犀 あるのは、同文書の弘仁二年(八一一)九月二十五日条「斑犀・ 暦十二年(七九三)六月十一日条に「斑犀・偃鼠皮帯一条」と 二節(一))の他、皮の加工品の記録がある。『正倉院文書』 両本草書に見える「偃鼠」モグラは、七十二候や詩の例 延 第

(二) 「鼠」が付く物の名前

項には、「みゝなぐさ一名みゝなし、一名ねづみのみゝ、一名 ねこのみ、 (後略)」とある。 樹」等は、平安時代には見られない。例えば、江戸後期の類書 『古今要覧稿』菜蔬「みゝなぐさ〈ねづみのみゝ 本草以外の植物名のうち、「鼠耳」「鼠茸」「杜松」「鼠取二)「鼠」が付く物の名前――植物や物の比喩 巻耳〉」の

る

元久元年(一二〇四)十月に成立した。 たが、『李嶠百二十詠』 例もある。『百詠和歌』は、第二節(一)の「火鼠」でも掲げ 植物名ではないが、植物に関わる「鼠の耳」の、鎌倉初期の 一の題に拠る、源光行作の句題和歌集で、

茂りゆかん みどりの空ぞ 知られける 五日を染むる 木の○槐之生也、入季春五日而菀の目、十日而鼠の耳と云へり。

芽 (目) 春 雨 (『百詠和歌』 第六・祥獣部・菟・一 九

『白氏文集』巻一・〇〇五六・杏園中棗樹

これらの「鼠の耳」は、若葉の生じ方の比喩である。 人言百果中、唯棗凡且鄙、皮皺似亀手、葉小如鼠耳 後略

は「、槐」、後者は「棗」で、共に葉は比較的小さい。なお鼠 の耳そのものは、前掲『注好選』に、「季春に増す」とあった(第

また、水の垂れ方を表わす「鼠尾」という語もある。

節 (四))。

○『江談抄』六−六八「また打酒格・帰田抄の事」 鼠尾-―その酒尽く。故に鼠尾を成す。連珠

その酒差多し。故に連珠と。

と筋のようになって酒が終わるのを鼠の尻尾に見立てた」とあ 『新日本古典文学大系』脚注に、「瓶の酒を注ぐ時、すうっ

毛 (ねずみげ・にげ)」もある。白・黒二色の混じった馬の毛 色の名で、「二毛(にげ・にけ)」とも書く。 以上の、主に形態に基づく語句の他に、特に色に注目した「鼠

いる。『拾遺集』で次の歌に続くのが、第一節に掲げた「鼠」 「青・白」であることも、同様の理由からと考えられる。 凡河内躬恒と『倭名類聚抄』 『豊後国風土記』の「鼠の磐窟」に住む「土蜘蛛二人」の名 編者の源順は、物名歌で詠んで

が

物名歌二首だった。 ○事ぞとも 聞きだに分かず わりなくも 人の怒るが 逃げ (斑

いかるがにげ)にげ・躬恒/『拾遺抄』雑上・四九五/『躬恒集』二四二・鳩二毛)やしなまし(『拾遺集』物名・四二〇・いかるが

○『倭名類聚抄』巻十一·牛馬部·牛馬毛·騅

白雑毛馬也。(後略)

○ある人、東にて、五月五日、つれづれなるに、馬の名合は

いちしるく 匂ひすぐれし はやきかすげに左 梅の花のかすげ(糟毛) にげなくも 比ぶめるかな

右

、貴族にとって身近な動物であり、財物であって、年中のかすげも 色まさる にげにしあへば はかなかりけりのかすげも 色まさる にげにしあへば はかなかりけりーくるしき二げ(一久留志木鼠毛) 散りにける 花

中行事に加えて、牛馬の授受の記事が多い為である。「人」というに、日記等にも散見する。日記に見られるのは、年『九暦』承平七年(九三七)八月二十四日条の駒牽の「鼠毛・行事にも用いられるので、「鼠毛」は前項の「鼠走」と異なり、馬は、貴族にとって身近な動物であり、財物であって、年中

○『小右記』万寿四年(一○二七)五月二十日条
助者也。

· 晴、相模守敏俊、貢馬〈一疋鼠毛駮、字染分。一疋葦毛、○『後二条師通記』寛治七年(一○九三)五月十二日条

字白浜〉。

「鼠毛」は、『小右記』の寛仁二年(一〇一八)閏四月十五日泉子、万寿四年十二月十一日条(「鹿毛」もあり)、同十二日条日条、万寿四年十二月十一日条(「鹿毛」もあり)、同十二日条「明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入った虎明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入った虎明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入ったの色として、「鼠色」が見える。『日本国語大辞典 第二版』はの色として、「鼠色」が見える。『日本国語大辞典 第二版』はた明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入ったた明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入ったた明本狂言台本『察化』を挙げているが、これが管見に入った。 「殿暦』嘉承二年(一〇七)八月二十三日丙子条

八月条の「九尺家犬皮三枚、三尺鼠皮三枚」は、「鼠」の「皮」(中略) 還高陽院、着 軽 服、如諒闇。装束は色、極薄。(中略) 還高陽院、着 軽 服、如諒闇。装束は色、極薄。不給素服。是、先例也。仍廻愚案、他軽服よりは濃染也。不給素服。是、先例也。仍廻愚案、他軽服よりは濃染也。不給素服。是、先例也。仍廻愚案、他軽服よりは濃染也。なお、豊後国の柞原八幡宮『宮師文書』保安元年(一一二〇)なお、豊後国の柞原八幡宮『宮師文書』保安元年(一一二〇)なお、豊後国の柞原八幡宮『宮師文書』保安元年(一一二〇)なお、豊後国の柞原八幡宮『宮師文書』保安元年(一一二〇)なお、豊後国の柞原八幡宮『宮師文書』に、如京に、大炊御門末〉、除服〈陰陽師(賀茂)家栄〉。

――「ねず生ひ」「ねず鳴き」動き・声などが鼠の生態と似る

附濡れ鼠

 \equiv

そのものであろう。

いることに基づく言葉も見ておく。 覚的要素に基づく名であった。その動きや声など、生態が似て ここまでに挙げたものは、小ささや色など、主に「鼠」の視

中期の慣用句であったことがわかる。一節(二))『うつほ物語』の「鼬の間の鼠」などと共に、平安山で用いていた。「世にいふなる」とあることから、前掲(第婚してきた藤原遠度に対して、ことさらに幼さを強調する語と婚してきた藤原遠度に対して、ことさらに幼さを強調する語とはている。道綱母が、十四、五歳の養女に求まず「ねず生ひ」がある。道綱母が、十四、五歳の養女に求まず「ねず生ひ」がある。道綱母が、十四、五歳の養女に求まず「ねず生ひ」がある。

○『蜻蛉日記』下巻・天延二年(九七四)四月七、八日頃 ○『蜻蛉日記』下巻・天延二年(九七四)四月七、八日頃

描写した箇所がある。 右は比喩だが、『枕草子』にはその時分の「鼠」そのものを

も、男の心地はむつかしかるべし。(全文) も、男の心地はむつかしかるべし。(全文) も、男の心地はむつかしがなるもの、そなどあまた持てあつかひたる。いと深なる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。いと深なる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。いと深なる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。いと深なる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。いと深なる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。裏まだ生むつかしげなるもの、経りが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、というないでは、またが、男の心地はむつかしかるべし。(全文)

産んだ歌や歌集の序を挙げたが、右からも、いかに貴族生活に第二節で「琴の腹」や「火桶」を「巣」にして鼠が「子」を

イメージが関わっていると見られる。にも特に言及が無いが、本段の項目列挙の連想には、「鼠」のての指摘が多い萩谷朴氏(『新潮日本古典集成』『枕草子解環』)おいて鼠が身近な存在であったかが窺える。また、連想につい

毛皮の縫い目の裏(毛が縫い合わされて多すぎる。動物の→ 生まれたての子鼠(毛が無く表面が滑らかすぎる)→

刺繍の裏(表が滑らかだが、裏は多数の糸の端で毛羽立つ)

また」を導き出したものとして、「鼠」があるのだろう。 つまり、明記された項目以外にも、特に「猫」や「子などあのまり、明記された項目以外にも、特に「猫」や「子などあい。不潔)→ 不潔な暗い場所(鼠の巣がありそうな場所。 の手の中(動物の毛が密生。鼠の天敵。何かの毛)→ 猫の耳の中(動物の毛が密生。鼠の天敵。何かの毛が

主殿司新しく出で来たるを見て・少納言懐季) ○鼠生ひにも 生ひにけるかな 付く 蝙蝠の 煤たる顔と 見けた俊頼は、「ねず生ひ」の短連歌にも関わっていた。
ゆるまで(『散木奇歌集』雑部下・一六○三・堀河院御時、よるうで。
よううで。

まえている。「生ひ」を「老い」に置き換えたのであろう。氏文集』や『保憲女集』に見えた発想(第二節の(三))を踏付けた。前述の高齢の「千年鼠」が「蝙蝠」になるという、『白仲男)が末句(下の句)で「ねず生ひ」を詠み、俊頼が本句を新造された主殿寮(薪や炭を扱う)を見て、先に藤原懐季(季

さてもう一例は、本稿の冒頭でも触れた一ねず鳴き」である。

○『枕草子』一四六段

たる、いとうつくし。(後略)
つけて、いとをかしげなる指にとらへて大人ごとに見せざて這ひ来る道にいと小さき塵のありけるを目ざとに見ぎて這ひ来る道にいと小さき塵のありけるを目ざとに見いるにをどり来る。二つ三つばかりなるちごの、いそ鳴きするにをどり来る。二つ三のばかりなるちごの、いそのくしきもの 低にかきたるちごの顔。 著るの子の ねずうつくしきもの

父親が行っている。共に幼い可愛らしい存在が対象である。いるが、次の例では、生後百日を過ぎた女の赤ちゃんに対して、『枕草子』では、子雀に対して人間が「ねず鳴き」を行って

○『夜の寝覚』巻二 (一六九頁)

にまさる なでしこの花 ただ今御覧ぜさせばや」(後略)包みて、「よそへつつ あはれと見つつ、鼠鳴きしかけたまへば、(姫君は)物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひば、(姫君は)物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひば、(姫君は)物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひば、(姫君は)物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひは、(姫君は)物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひは、(姫君は)がいとあばれと見つつ、鼠鳴きしかけたまへ親の大納言が)いとあばれと見つつ、鼠鳴きしかけたまへ親の大納言が)いとあばれと見つつ、鼠鳴きしかけたまへ知るだった。

る物を見る語」

呼びとめる合図であり、

しかし『今昔物語集』の二例は、妖物と女が、それぞれ男を

可愛らしさとは無関係である

らめと思ひ念じて過て、西様へ行けるに、(後略)。ける。頭の毛太りて死ぬる心地しけれども、狐にこそは有ける。頭の毛太りて死ぬる心地しけれども、狐にこそは有ば何物とも不見えぬ程に、幟を頻にしてなむ、かゝと 咲い天門の上の層を見上たれば、真さに光る物有り。暗けれ

(泔 甕に落ち入りたる鼠の如し)」という比喩、正に「濡れ鼠」六月十六日条に、大雨で濡れた人々に対する「落入泔甕如鼠六月十六日条に、大雨で濡れた人々に対する「落入泔甕如鼠六月十六日条に、大雨で濡れた人々に対する「落入泔甕如鼠六月十六日条に、大雨で濡れた人々に対する「落入泔甕如鼠の半水水の一〇)の「今昔物語集」二九−三「人に知られぬ女盗人の語」

五、平安時代の「鼠」のまとめ

が見える。

飡」も同様である。つまり、 自己卑下の文脈で用いられていた。「穴鼠」という和語や「鼠の漢詩文でもそのまま引かれている。しかし、「虎鼠の論」は け入れた伝説の「火鼠」「千年鼠・仙鼠」も、「狐」などとは異 ほど忌み嫌わないという感情の違いもあるだろう。 伝統が弱いことが挙げられようが、「鼠」そのものに抱く、さ である。その要因は、一つに、中国と異なり、日本では風諭の まり結びついていない。中国の「鼠」のイメージとは異なるの らを喩える場合が多く、述懐に偏り、他者に対する非難とはあ の漢詩文でもそのまま引かれている。しかし、「虎鼠の論 刺において「鼠」を批判の対象として用いるものであり、 の熟語は、「社鼠」の他に「鼠輩」「相鼠」等、いずれも社会風 なり、恐ろしさや、妖しさは全くといってよいほど伴っていな 強者のいない時にだけ幅を利かせる「鼬の間 他者に対する批判や自嘲の為に用いられた。漢語 日本における熟語は、「鼠」 の鼠」などの 日本人が受 は自 日本

当たらない。これが、『今昔物語集』の本朝部にほとんど見え に数例あり、「現報」という主題に関わっていたが、「鼠」は見 説話集には「鼠」はあまり見えない。「狐」は『日本霊異記 悪いイメージではない(第一節に掲げた『注好選』下-六が出 僧坊の天井の鼠、経を聞きて益を得たる語」も仏果を得た話で、 ないことに繋がっているのだろう。天竺部の四-一九「天竺の なお、『注好選』に「鼠」の伝説が集められていたが、 他 ゎ

> 篁の詩句が早く、勅撰漢詩集の現存部分には見えない。 空海の漢文の例が最多である。 岩別

遺集』 同様に和歌でも、『古今六帖』の題にも無く、勅撰和歌集は『拾 の物名歌三首のみであった(「鼠」二首、「鼠毛」一首が

各一例、馬の種類が躬恒・順各一例である。いずれも、『枕草子』 各二例、道長と和泉式部が比喩に用いた贈答歌、定頼・相模の ずもち」を含め、最も多く詠んでいた。他は、輔相・保憲女の 含め、歌人では俊頼が「鼠」への関心が特に高く、短連歌の「ね 無常を表わす「月の鼠」は、比較的多く詠まれた。その例歌を 歌も、限られてはいるが、高光に始まり院政期に再評価され 連続)。卑近さが勅撰集に馴染まないと言える。それ以外の例

と、表現や人間関係が近い。また、『拾遺集』歌を含め、子を 句は、子鼠を小さくか弱い自らの孫の存在と重ねたもので、「鼠」 いが、穢れの意識は無かった。特に道長の「あなうつくし」の 産んだことを詠んだ歌が数首あり、無常の比喩表現に次いで多

による | ねず鳴き」を含めており、 | 鼠」の存在と関係づけて つくし」を用いており、その子雀の可愛らしい姿の中に、人間 に対して本来人間に対するいとおしいと思う感情を表わす「う に対して可愛いと明言した初例である。『枕草子』では、「雀」

様に、「鼠」も愛玩されるようになる。 なお後代には、 本段や 『源氏物語』 若紫巻などの 「雀」 上と同

スイメージはあるが、忌み嫌う嫌悪感は窺えず、 以上のように、 弱い立場や卑下、無常を表わすなどのマイナ 可愛らしいと

漢詩文にも、

鼠

の用例はあまり見られず、

現存の詩では

因幡国、 代にも、 る例は、 十一日)(中略)大宰少弐従五位下橘朝臣高宗、献白鼠一頭」、 献白鼠」、『文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)二月「戊午(二 平城天皇・大同四年(八〇九)三月「辛酉(十六日)、山城国、 積極的に価値を認める例があった。「白鼠」の献上は、 を火難から救い、中国には無い「白鼠」が瑞祥とされるなど、 が、「鼠」に対する評価は異なるのである。上代には、 害となることも、 小さな、取るに足りない存在だと言える。稲作などの農作物の いう認識すらあった。「鼠」は平安貴族にとって、良くも悪くも、 『扶桑略記』醍醐天皇・寛平九年(八九七)「十一月一日壬申、 一少なくとも九世紀中の三例が見られる。『日本後紀』 「鼠毛」に限られるものの、漢籍の影響を受けても、 献白鼠」である。他に平安時代に積極的に価値を認め 十二支の筆頭であることも、日中共通である 平安時 大国主

化し、 その延長線上に、 られた。『鼠草子』などの絵巻における擬人化と繋がっており、 風・築地を乞い、 れる『沙石集』慶長古活字十二行本・八の娘の婿に太陽・雲・ 恐れているのだが、これは寺院が社会や文学作品の表舞台に出 ターが存在する。 てきた為であろう。 の深刻さが窺える説話が生まれる。中世人のほうが、「鼠」を 但し日本でも、中世には、恨みを抱く三井寺の僧が「鼠」に 延暦寺の経典類を齧ったという、「鼠」の凶暴さや被害 上代とさほど変わっていない。 今日の擬人化された「鼠」の種々のキャラク 遂に鼠を取る話など、親近感を伴う話も伝え しかし、一方で「鼠の婿取り」として知ら

平安時代の鼠の怪異

例を見ておきたい。 噛・喫・喰・食」) ジ、位置づけとどう関わるのか。以下、最多の齧ること(「齧・ に対処されたか、またそれらが、前節までに見た「鼠」のイメー 「白鼠」があった。平安時代には、 上代には、予兆としての大移動、 以下、 怪異発生場所(怪所)ごとに、具体 何が怪異とされ、どのよう 五行占の例、 吉祥としての

(一)宮中の物を齧る、糞をする、もぐりこお

管見に入った記事の中では、次が最も早い。 なる一方、鼠による怪異が見られるようになる時期でもある。 九世紀は、上代以来の祥瑞としての「白鼠」の献上が最後と

申賜倍止申久。頃間、 仍遣使奉宣命曰、「天皇我大命止掛 畏 壬申(十四日)下食。申柏原陵、 共為鼠、噛。又内印々盤褥、為鼠、 庚寅(十二日)...鈴印櫃、鳴。声、 『続日本後紀』仁明天皇・嘉祥三年(八五〇)三月条 物恠在尓依天、 如振。 喫乱 卜求礼波、 仍遣使、 岐柏原乃御陵尔 膳部八人之履 掛畏岐御 奉宣命

亀卜と陰陽寮の式占を紫宸殿の軒廊で行う)であろう。 H 記では、『九暦』 天暦四年 (九五〇) 閏五月十四日条の憲

とが記されている。なおこの「卜」は、

|記されている。なおこの「卜」は、軒廊の御卜(神祇官の||武天皇の御霊の祟りだと出た為に、||はます|||なき|||したこ

桓

為崇賜倍利止、

申利。(後略)」

平親王(冷泉天皇)三七夜の儀の例が最も早 場所は私邸なので、 後の (三) で扱う。 61 皇子の例だが、

所の陰陽師は安倍晴明と賀茂光栄である。たと、摂政藤原兼家が、当時蔵人頭だった実資に告げた。 火災祭(火災祭)の日時を動申させるよう事うに養くにするとかがある。 病気予防の為の厄難全般を避ける代厄祭と、火災予防の防解病気予防の為の厄難全般を避ける代厄祭と、火災予防の防解 御占)、 に鼠が糞をするという怪異があり、占わせたところ 貫の例も参照されたい)。昨日 (二十六日辛亥)、 十世紀中の宮中の例としては、次がある(第一 天皇の病気と火事の予兆であるとの結果が出たので、 内印の営の上 節に掲げ (蔵人所の 蔵人

『小右記』 一条天皇·永延二年 (九八八) 閏五月二十七 Ē

壬子条

日時、 莒上、 を慎み 御 参摂政殿 (兼家)。被□ 即下給蔵人了。 遺鼠矢。占云、 すべし)』者。 令成請奏之」。 『可慎御御薬 (命力) 云、「昨日 令勘申代厄御祭、 4.火事 参内。 (後略 御薬・ 幷防解火災祭 璽 (内印 火の事 御

所の「座の下」を「喰ふーレン)「正して一巻議・右大弁を務めていた時、鼠が大内裏の外記庁 内の結政を議・右大弁を務めていた時、鼠が大内裏の外記庁 内の結政を議・右大弁を務めていた時、鼠が大内裏の外記 に

『権記』 一条天皇・寛弘二年(一○○五)四月条

日、己卯、 恠也。 雨。参衙 中略 (外記庁)。有政。 巳時、 結政座下、

七日、 甲申、 薨之由云々。 平野祭。 今・明物忌 令 縣がた 奉平解除。 帥 中納 言

伞

八日、乙酉、梅宮祭。 \Box 為結政恠也 直 物意 云々。 自今日 始金剛 般若読

おく。 という、 怪異による物忌とわかる。この前後の『権記』 の途中からであることから、 行であり、 断できる。また、行成が「物忌」を行ったのが、「甲・乙」(木) 彼が年当で、予告された凶事も、病事など重いものだったと判 ているので、式占が行われて、天禄三年(九七二)壬申生れ が、四月八日から、個人的に僧七人に『金剛般若経』を読 ているが、他に史料も無く、 怪異発生の時刻「巳の時」(午前九時から十一 鼠の怪異発生の日(怪日)の「己」(土)に勝つ五 しかも節月四月(三月二十一日から四月二十一日) まさにこの四月二日に起きた鼠の 詳細はわからない。 の記事を挙げて しかし、 時)も記され ませ

三月二十一日 (立夏四月節

一十六日甲戌・二十七日乙亥…物忌ではな

几 月 二日己卯…外記庁・結政所での 七日甲申・八日乙酉 鼠 の怪異発生

·物忌明 ·物忌明

記

二十二日(芒種五月節

十七日甲午・十八日乙未

五 月 一十七日甲辰・二十八日乙巳…記事ナシ、 七日甲寅・八日乙卯 記事ナシ、 恐らく物忌 恐らく物忌

十三日 (小暑六月節 十八日は怪異発生の四十六日後

七日甲子・十八日乙丑

物忌明

二十七日甲戌・二十八日乙亥…物忌ではない

(二十七日は怪異発生の五十五日後)

いような怪異については、あまり記録していない。である。なお『権記』は、軒廊の御卜や蔵人所の御占に至らな「五月節・中」の「甲・乙」が、慎み期間であると占われたの「五月節・中」間、又は怪日以後のもう少し短い期間及び月二十二日から五月二十二日)まで続いている。少なくとも、この物忌は、節月四月の途中から始まり、節月五月(芒種四この物忌は、節月四月の途中から始まり、節月五月(芒種四

(土) 寅」に、「今・明、内御物忌也」とあるのが、それであ怪日の十二月二十四日は、「壬」(水)ゆえ、同月三十日「戊があり、「御卜」が行われて天皇の「物忌」が必要となった。と中綿の間に、入る隙間も無いのに鼠が入り込むという「恠」と中綿の間に、入る隙間も無いのに鼠が入り込むという「恠」とする。天皇用の寝具の表布さて十一世紀末に、もう一例見られる。天皇用の寝具の表布

える。

○『中右記』堀河天皇・寛治六年(一○九二)十二月二十四

ろう。

全無入路。依為恠、御卜可被行者。御物忌、出来也。大内(天皇)御衾之中、表与綿之中、自然鼠入〈戌時〉。

主上、必寝此所。而、此二代(鳥羽・崇徳)、捨置夜殿、被喰切云々。此何様、可被行哉。御釼、必在夜殿御所。今日、民部卿(藤原忠教)、相語、「内裏宝釼綣稀、為鼠、

釵、如本、可被総歟。神璽緒損時、如此歟」。(後略)護、可候歟」云々。予云、「必、可被 ● 御卜事也。巻於御他所御寝。此故、如此事、出来也。尚雖不御夜殿、内侍守他所御寝。此故、如此事、出来也。尚雖不御夜殿、内侍守

の実施は史料で確認できない。三種の神器の管理の杜撰さが窺言い、記主源師時は「御卜」が必要だと言っている。但し、そ皇は不在でも「内侍(掌侍)」が伺候して守るべきかと忠教が亘って天皇が「他所」で寝ている為だという。対策として、天旦って天皇が「他所」で寝ている為だという。対策として、天はなく、それに巻かれた「緒」が、鼠に喰い切られた。二代に清涼殿の夜御殿に置かれていた「宝釵(剣)」本体の被害で清涼殿の夜御殿に置かれていた「宝釵(剣)」本体の被害で

だろう。の例と同様に、本内裏の放置や「主上」の威信の低下によるのの例と同様に、本内裏の放置や「主上」の威信の低下によるのなって、内裏の物を鼠が齧ることが見られるのは、『長秋記』権に大きく関わる。占い結果等の詳細は不明である。院政期に権に大きく関わる。占い結果等の詳細は不明である。院政期に

○『兵範記』高倉天皇・嘉応元年(一一六九)五月十九日甲

日行い、 気祭を「今夜」から「三箇夜」、仁王講を「今日」から「七箇日 順延にした病状についての陰陽師五人による御占(式占) 腹の病気」が続いていた。「十九日」、記主の九条兼実が、 次の例では、後鳥羽天皇は七歳。閏七月「十三日」以来、「 蔵人仲基、 被行軒廊御卜。 (予防ではなく)除病の為の陰陽道祭祀の土公祭・鬼 来云、「内侍所御座、 又勘日時、 差調御 為鼠、 (座) 被喰損。 敷改了」 云々。 昨 を今 昨日 H

「病気のことを後白河院に奏上するよう、定経に命じた。そ行い、病気の御占に加えて、その御占も行ったところ、たので、病気の御占に加えて、その御占も行ったところ、たので、病気のことを後白河院に奏上するよう、定経に命じた。

今日申刻、殊令発給云々。依日次不宜、明日、可召陰陽師日(十四日)、有御拝・御湯殿。其後、頗御温気、出来。参内。自此十三日、御腹病気、御云々。然而、祈年穀奉幣十八日癸亥、伝聞、「主上、有御不例事」云々。仍、酉刻、十八日癸亥、伝聞、「主上、有御不例事」云々。仍、酉刻、一、玉葉』後鳥羽天皇・文治二年(一一八六)閏七月条

等之由

、仰遣定経。(中略

二十二日丁卯、此日、申刻、参内。戌刻、退出。今日、主二十二日丁卯、此日、申刻、参内。戌刻、退出。今日、主君祭。季弘、天曹地府〉。 日、《《《《《《》》》, 日、中刻、《智茂》在宣、泰山府, 日、《《《 《 》》, 日、 《 》。 日、 《 》》, 日、 《 》。 日、 《 》 》 》。 日、 《 》 》 。 日、 《 》 》 。 日、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 《 》 》 。 日 、 》 。 。 日 、 》 。 日 、 》 。 日 、 見了、

返給。

(中略

右の例は、鼠に齧られたのが「主上」の「御衣」で、宝剣ほ上、不発給。為悦、不少。然而、猶可始修御修法。

られる。常よりも、慎重に扱われた可能性が高い。どには重要ではないが、病気中という時期も重要だったと考え

(二)国家的寺社の物を齧る、掘り出す(附 災害)

は十二世紀初頭以降にしか見られない。報告もあった。やはり、場所と対象物ゆえである。但し、後者く、伊勢神宮、石清水八幡宮など、国家に関わる大寺社からのさて、このような「鼠損」の怪異は、平安京や近郊だけでな

命じられた。 命じられた。 命じられた。 後者については、「諸道」にも「勘文」の提出が ではると、「御占」(正しくは「御卜」。軒廊の御卜である)は、 によると、「御占」(正しくは「御卜」。軒廊の御卜である)は、 の鳥居の内(内側)の土」を掘っていたので、その場所を神社 の鳥居の内(内側)の土」を掘っていたので、その場所を神社 の鳥居の内(内側)の土」を掘っていたので、その場所を神社

 \mathbb{H} 右将軍 (藤原済時)、参入。 十四日、丙子。假二。参院 『小右記』 一条天皇·永延元年(九八七)三月条 (庚午)、賀茂上社中鳥居内出 堀出、 一文云、万年通宝」。(中略 有三種銭。 。一文云、神功開宝。 (円融法皇)。 (中略) (土カ)、 左府、 左府(源雅信)・ 一文云、 鼠堀所、 被談云、 和銅開 人々相 一去八

十六日、戊寅。 吉凶、 (藤原為光)、 同有御占」。又云、 参内。 (中略)頭 蒙仰、 有御 (藤原) 「仰諸道、 占 事。又以件銭文、 安親云、 令進追勘文. 一賀茂銭 新

者

綱文の下に、次の二書を挙げている(『日本紀略』は、後半のヲ発掘ス、依リテ、御トヲ行ヒ、又諸道ヲシテ勘申セシム」の『大日本史料』は、「十六日、戊寅 賀茂社頭ニ於テ、古銭

○『日本紀略』永延元年三月十六日条

意味の切れ目を変えた)。

右大臣以下、参仗座。定申賀茂上社禰宜賀茂在実、於社頭右大臣以下、参仗座。定申賀茂上社禰宜茂在実、於社頭君し、之を占卜せしむ。通用すべきか否かの事は、又諸道召し、之を占卜せしむ。通用すべきか否かの事は、又諸道召し、之を占卜せしむ。通用すべきか否かの事は、又諸道召し、之を占卜せしむ。通用すべきか否かの事は、又諸道召し、之を勘申せしむ)。

物歟、

将小童部所為歟。依不審、所被行也。

(後略

〇『百練抄』同日条

百八十文事、可令諸道勘申之由、宣下。諸卿、定申賀茂別 雷 社(上賀茂)鳥居側、掘出往古銭七

消してもよい存在であったわけである。省かれている。「古銭」の大量発掘自体が怪異であり、「鼠」は「掘り」出すきっかけとなった「鼠」の行動については、一切宜の賀茂在実」であったことが、新たにわかる。しかし、人が「茜銭」の数「七百八十(二)」や、朝廷に献上したのが「禰この二つの史料から、軒廊の御卜であったことが確認でき、

たという外宮のほうの怪異による。は、鼠の怪異ではなく、小さい「鐺」が地面から突き出ていは、鼠の怪異ではなく、小さい「鐺」が地面から突き出てい日が日時勘申、七日が発遣)。なお、この記事の「軒廊の御卜」

○『中右記』堀河天皇・長治元年(一一○四)十月三日条

(前略) 入夜、内大臣

(源雅実)、被参仗座。

伊勢奉幣日

時

御卜。是伊勢豊受宮(外宮)、小鐺一口突出也。若是地鎮幣也〈来七日云々。右中弁長忠朝臣、奉行〉。又被行軒廊被勘申。是、別宮御衾、為鼠為損。仍、調改、被献。又奉

で、穀物とは限らない。対処法を添えた例もあるが、何が鼠に齧られたか、詳細は不明対処法を添えた例もあるが、何が鼠に齧られたか、詳細は不明また、次のように伊勢の「例幣」の際に、「御倉」の被害の明、持来。

□ 『殿暦』鳥羽天皇・元永元年(一一一八)九月十一日庚寅

の御卜が行われている。例えば、建長二年(一二五〇)二月四鎌倉時代に入っても、伊勢神宮の「鼠損」が報告され、軒廊

祭宮。内宮の北方にあり、天照大神の荒御魂を祭る)の「御衾」

共に伊勢神宮の「別宮」、つまり「アラ祭の宮」(荒共に伊勢神宮の「別宮」、つまり「アラ祭の宮」(荒

の「鼠」による被害である。その新調と、「奉幣」が行われた (三

神衣の鼠損を軒廊に卜し、同六年八月二十九日、 妻鏡』同年三月二十日条)、同四年五月十八日、豊受大神宮の の鼠損を軒廊に卜した(共に『百練抄』)。 日、大神宮(内宮)の幣物が鼠損し、御裳濯河が紅色に変じ(『吾 大神宮の御衣

次に、石清水八幡宮及びその神宮寺の例を見ておく。

ない。 の怪異に比べて深刻だが、「狐」の怪異もあり、「鼠」単独では 流行という凶事の予兆であるとの「御卜」の結果は、他の「鼠」 の下に狐鳴く」という怪異もあった。天皇個人の病気及び疫病 「寺」(神宮寺)のほうの怪異である。後者は、「宮」で「南楼 共に、次のように日記にも記されている。前者は、正確には 大治二年(一一二七)六月廿二日、御帳帷鼠喰損、狐鳴事。 永久四年(一一一六)三月廿九日、宝殿御簾、 『石清水文書』五.宮寺縁事抄.八幡宮寺怪異幷不浄等事 鼠喰損事。

『殿暦』鳥羽天皇・永久四年(一一一六)四月十七日庚辰

原宗忠)。 「幡宮御簾、 鼠喰損。 仍、今夜、 被行御卜。 Ŀ 卿 別当 (藤

亮実明朝臣 不浄・不信 有奉幣八幡宮。 『中右記』 御帳帷、 同・大治二年(一一二七)七月十三日庚子条 公家 鼠喰損事幷南楼下、 上卿、源中納言〈顕雅〉。行事、左中弁実親 (鳥羽天皇) 御薬、 狐鳴事、 天下病事者。 御卜所告、 使大宮

また「簾」や「帳帷」以外に、神宝なども「鼠」に齧られた。

『石清水文書』五・宮寺縁事抄・放生会四 治承四年(一一八○)八月十五日 (放生会)、

西

御前御釵袋・御茵、 『石清水八幡宮記録』皇代記下 鼠喫

『師守記』貞治元年(一三六二) 建久七年(一一九六)九月五日、 十月二 日条· 八幡神宝、 鼠喫事 師茂勘例

為鼠喰損事也 言上、去八月十七日注文称、内殿東御前御釼錦袋幷御茵等、 建久七年九月五日、被行軒廊御卜。 是、石清水八幡宮所司

軒廊の御卜が行われた(建暦元年二月三日御剣袋、 石清水でも、鎌倉時代に入っても同様の「鼠」の被害が続 奉幣使も発

遣、仁治元年九月六日神宝・御剣袋等、仁治三年九月五日神宝

よる怪異は、齧る、糞をするなど、要するに物品管理の徹底で の後はあり、近世も、「食損」や、それによる天皇の物忌があっ たのであろう。古銭掘り出しは屋外である。但し賀茂社でもそ 防げるものなので、平安京が中枢であった期間は、問題が無かっ に賀茂社の例が集中的に見られる「狐」とは違いがある。 による怪異の例が管見に入っていない。この点、十二世紀初頭 賀茂社については、前掲の「古銭」以外には、平安時代の鼠

の被害はその一つだが、平安時代の例は管見に入らなかった。 の怪異の他に、 なお、 軒廊で神祇官と陰陽師が占うのは、 災害(災)がある。鼠の大量発生による農作物 国家的寺社などで

四月二十九日条等)など、鎌倉時代以降には見える。二三三)夏に越中の田畝の鼠害が甚しかった(『民経記』同年言及するのみで、鼠による「災」ではない。但し、天福元年(一次の『都氏文集』唯一の「鼠」の例も、水害の様子の中で鼠に

○『古今著聞集』二○-七○八「伊予国矢野保の黒島の鼠、魚行人道之中。老弱没亡、不得其死、田園淹損、或破其生。如聞諸国風水致災。隣河之郷、鼠居鳥樹之上、浜水之地、

『都氏文集』巻四・被災百姓加賑救詔

海底に巣くふ事」

り得侍らぬとかや。
みちて、畠の物などもみなくひ失ひて、当時までもえつくに黒島といふ島あり。(中略)すべてかの島には、鼠みちに黒島といふ島あり。(中略)すべてかの島には、鼠みち

の師輔第である。 ある。皇子の例だが、場所は女御藤原安子の里第、つまり父親ある。皇子の例だが、場所は女御藤原安子の里第、つまり父親次は、管見に入った、日記における鼠の怪異の最も早い例で(三)私邸の物を齧る、咬む、餌食・落とす、走る、もぐる

破子十荷、朱破子十荷〉。(中略)請権律師実性、奉為今宮女房、進向、奉問。随身衣・報、各五襲(中略)破子廿荷〈檜此夜、当三七日夜。式部卿宮(重明親王)北方(藤原登子)此夜、当三七百夜。式部卿宮(重明親王)北方(藤原登子)上て瓊、『御産部類記』所引)
 本為今宮、大暦」村上天皇・天暦四年(九五○)関五月十四日条・

(憲平親王)、令修不動調伏法。

伴僧八口。

依御湯殿 匏 為

鼠被喫之恠也。

「今宮」憲平親王は、五月二十四日庚寅の「寅の尅」に誕生(産養)が行われた(以上『九暦』)。

さて、私邸や藤原氏関係の鼠の怪異の例は、十世紀中には他とえに物と時ゆえである。式占の有無については不明である。 動調伏法」を行わせた。今日からとは書かれていないので、修動調伏法」を行わせた。今日からとは書かれていないので、修動調伏法」を行わせた。今日からとは書かれていないので、修動調伏法」を行わせた。今日からとは書かれていないので、修り相父師輔が実性を呼び、僧八人を従えての密教修法の一つ「不外田の瓢箪)が、「鼠の為に喫らるるの恠」が発覚した為に、村田日は、「三七夜の儀」に当るが、「御湯殿」の「匏」(柄十四日は、「三七夜の儀」に当るが、「御湯殿」の「匏」(柄

る怪異の例が見えるようになる。十一世紀以降に、鼠によよるものである。稀に鹿・猪もある。十一世紀以降に、鼠によに見えない。この間に多いのは、主に鷺・鳥や、牛・犬などにさて、私邸や藤原氏関係の鼠の怪異の例は、十世紀中には他

吉の徴か」と実資に述べている。但し、これも前掲の平安末期とした(光栄に従う道長の二、三歩前)。このことを、資平は「不る為、光栄が反閇をしているところに、「鵄」が「死鼠」を落六月四日「夕」に「上表」した。九日未明、道長が法成寺に渡道長は、長和元年五月二十九日の「夕」に「重悩」を発症し、道長は、長和元年五月二十九日の「夕」に「重悩」を発症し、

条件が加わっている。の天皇の二例(本節(一)末)と同じく、道長の重病中という

(懷平)示送云、「(道長)被悩体、十倍一昨。有非例之御相府(道長)、発煩之由云々。参入、可示送子細」者。晚景、八日、甲辰。(中略)午剋許、右衛門督(懷平)告送云、「左○『小右記』三条天皇・長和元年(一○一二)六月条

佇立之間、人魂、 独、 鵄落死鼠。光栄、 似狂言』云々。『今暁、乗車、被渡御堂。光栄、 如例」。又云、「或云、『相府、 戌剋、渡給左相 詞。人々歎息。 上表」。亦云、「与左少将(源)朝任、於西中門辺、清談。 叡御社、有物恠」者。 資平、亥時許、来云、「皇太后(彰子)、 以頭弁 、出自相府住屋上、指北、 〈糸毛御車〉。諸衛·卿相·侍従、 傾寄。 (源道方)、被奏可被留表之由。比 誠是不吉徵歟』云々。今夜、 極重被悩。有不尋常之詞。 去。朝任、見之、 反閇之間、 供奉、 かさねて

誠是恠歟」云々。 左府、被参法性寺。 事、次、云(中略)又云、「去九(八カ)日未明っいとは十一日、丁未。(中略)相府(道長)読経僧陽 見者、為怪。但、吉凶、後日可知」。 子細、陽邦師所談、仍記。光栄朝臣云、「昨日 「寅剋」者〉、光栄朝臣反閇、 従比、 出 入堂之間、 反閇中、 相府(道長)読経僧陽邦、 鵄落死鼠。 **虵落於堂上。其虵、** 相府行歩。 件事、前日 去相府前、 光栄前行、 〈後日、 (十日)、 (八日) 来談雑

告之、驚見有。光栄、不慥見」者。(中略

死鼠」が落ちてきた後にも、「人魂」が道長第の屋根の上

『御堂関白記』には記事が全く無い。
「御堂関白記』には記事が全く無い。
十日に道長が「瘧病」に出て、「北を指して」去っていったり、十日に道長が「瘧病」に出て、「北を指して」去っていったり、十日に道長が「瘧病」に出て、「北を指して」去っていったり、十日に道長が「瘧病」に出て、「北を指して」去っていったり、十日に道長が「瘧病」に出て、「北を指して」去っていったり、十日に道長が「瘧病」

陳」「騰蛇」「太陰」「朱雀」はそれらに対応する十二天将である。「大吉」「河魁」「功曹」は、六壬式盤の天盤上の十二月将、「勾被害の記録が少なく、管見に入った唯一の例でもある。「天岡」る。第一節(五)で述べたように、平安時代は鼠による紙類のさて次の実資邸での鼠の怪異は、式占の結果が引用されてい

午年人、可慎病事。余者、可致用心、可慎口舌事」者。仍十五日、庚戌、今・明物忌〈一日鼠恠〉。 吉平、覆淮云、「卯・

開 近門等、 不開

の九月二十五日は、「物忌」の語が無く複数の訪問者はい 怪所の統括者なので、物忌をしなくてはならなかった。十日後 る。実資は天徳元年(九五七)丁巳生れで当たっていないが、 めばよいと出た。よって、正門である「西門」は開けたのであ あるのは「卯・午年の人」だけで、他は軽い「口舌の事」を慎 吉平が再度占ったところ なった。直近は、九月十五日・十六日である。但し、十五日に が、家長の実資と、邸内の「卯・午・酉年の人」の「物忌」と 吉平(晴明男)に早速、式占を行わせ、その結果により、 から二十五日以内と来年の節月三月・八月の「庚 ・ 辛」(金) の部分だけであり、「文字」の部分は無事だったという。 「乙 」(木)の「卯の時」に発覚した。「下の堺(界線)の下」 の何か の巻物が鼠に喰わ (覆推)、深刻な「病事」の可能性が れていたことが、九月十 今日

相成申、煮甘草、傅其汁。又云、 今暁、小女(千古)左方人指々、鼠嘯血出。依侍医 『小右記』 万寿二年(一○二五) 十一月二十八日条 前掲『医心方』(第一節 実資の娘が、鼠に「指」を噛まれて血が出たという (五)) にも処方が見えた。 「猫矢 (糞) 焼灰 (和気) 傅良」 例

> 所驚歟」。覆推云、「北野歟」者。「非有事懼 恒盛、占云、「無殊事。 有験。仍、不傅猫矢。 若乾・巽方神明崇歟。 平癒。 陰陽師 依未奉仕、

ころ、効果があり、 糞を焼いた灰を塗るという治療法は行わなかった。 痛みが治まったので、もう一つの 「猫」の

侍医」和気相成の指示により、「甘草」の煮汁を塗ったと

でも、鼠については軽い扱いだった。 北野社への奉幣なども物忌も行っていない。実資の鍾愛する娘 に「北野」(乾)と出たが、「懼るる事有るに非ず」ともあり、 るに依り、驚かす所か」と出て、再度占うと、祟るのは具体的 若しくは乾・巽の方の神明の祟りか。未だ(神明に)奉仕せざ また「陰陽師」(ここは官名)の式占は、まず「殊なる事無し。

の報告があった。 トの記事によると、吉田社から神衣や神輿等の「鼠損」「鼠食損」 二十七日条や建長二年 なくとも鎌倉時代には、『百錬抄』承元二年(一二〇八) 見ても、藤原氏の寺社や機関での「鼠」の怪異は無い。 なお、 『御堂関白記』には、「鼠」の怪異は無く、 (二三五〇) 四月三十日条等の軒廊の御 他の日 但し少 四月 記

が、本来物忌すべき日であったことは、同日条の「少将

(藤原)

いるが、

不獲止

持来前日借釼。

従北門外、退去。依閇門。今日、

傍線部からわかる。

(止むを獲ず)、可参内。仍修諷誦清水寺。未終剋、参内」の

外出はしていない。二十六日は、仁王会僧名定の為に参内する

誰かの進言もあるが、 する時と同じように、「河原」で「鼠」の「祓」を行っている。 は無いとの結果であった。その後、 「鼠」が通り抜けた。 次は、 陰陽師安倍泰長を呼び、式占を行わせたところ、 十二世紀の私邸の例である。未明に、 誰かが通常は忌むべきことだと言ったの 忠実はこの日「堅固の物忌」 泰長は、呪詛の厭物を廃 忠実と妻の間 であり、 妻

追加条件があったのである。も十七日から「不例」だった為に、慎重に対処したか。やはり

○『殿暦』天永三年(一一一二)八月二十一日乙巳条

い、「病事を慎しましめ給ふべし」との占い結果に基づき、延次の例では、藤原頼経の「御衣」を食い切ったので、式占を行なお鎌倉幕府でも、「鼠損」を忌避し、陰陽師が対処した。又加ト。無別事。但、件鼠、於河原、祓之云々。

○『吾妻鏡』貞応二年(一二三三)四月条命祈願の泰山府君祭を行っている。

奉見付之。十一日癸未、若君御衣、鼠飡切之。今日、巳刻。石山禅尼、十一日癸未、若君御衣、鼠飡切之。今日、巳刻。石山禅尼、

筮之処、可令慎病事給之由、依占申也。十六日戊子、今暁、被行泰山府君祭。是、鼠奉飡御衣事卜

(四) 怪異占のパターン化

鼠が走りぬけたのを、「世の人、忌むなり」と人が言ったといのようにパターン化している。前掲『殿暦』の忠実夫婦の間をに齧られたりすることが何の前兆なのか、式占によらず、後掲しかし、室町時代の陰陽道書『吉日考秘伝』になると、「鼠」

が別れる)というのが、やや近い。部分の、「犬、床帳内、主夫婦別離」(犬が寝室にいたら、夫婦うのが、その萌芽であろうか。「鼠」の後の「犬」についての

式占では稀な吉事も少なからずあり、吉凶両方とされている点「また、予告された凶事は「口舌」「病」など、式占と同じだが、カラオランとしてロネットを

○『吉日考秘伝』百怪吉凶第六十七(改行した)

が注目される。

鼠咬人鞋襪・履屐者、主得財帛。又行人(旅中の者)至(無鼠咬人帽子・巾帯・衫領者、主得横財。吉事、百日内、至。

事に到着する)。大吉。

凶。
 鼠咬人箱籠・厨櫃者、家先鬼求食、主女人暴事。卅日至、

する)、還信(返信)至(無事に届く)、吉。鼠咬人衣服・裙袴者、家有喜事。又行人 回(無事に帰宅

鼠咬人手足、及沿人身行、幷牽人頭髮、主病疾・官事。六

十六日至、凶。

鼠、啣児、落地者、家主火盗(火事や泥棒)・驚恐事。六鼠咬人薦席者、主家破・人口(噂)・死亡。百日内、凶。

鼠、无故、自死者、十日内、凶。

鼠、於夜間幷日中、忽自落地、鳴者、主得横財。百歩内至、鼠、无故、 自 死者、主人口・卒暴・火盗事。凶。

後略

む」ということがほとんどである。
子鼠が落ちてくる、鼠が故無く死ぬなどもあるが、やはり「咬

○『初学記』鼠(『藝文類聚』にナシ)

怪占書』曰、鼠咋人衣領、有福至(福の至ること有り)。徳明『南康記』曰、南康英山石室、有金鼠。時、見。『百

おわりに

基本的に陰陽師による式占が行われている。 助寺社からの報告もあった。日記には、私邸での例も見られた。 がった。宮中だけでなく、伊勢神宮・石清水八幡宮などの国家 だった。宮中だけでなく、伊勢神宮・石清水八幡宮などの国家 で、た。宮中だけでなく、伊勢神宮・石清水八幡宮などの国家 で、と、東野代の「鼠」の吉祥の報告はあったが、大量発生し 以上、平安時代の「鼠」の諸相を見た上で怪異を取り上げた。

らず、それ自体が不可解、不吉なものがある。しかし鼠の場合怪異の中には、例えば樹木の突然の枯倒など、場所や時によ

近さが、ここにも影響しているのだろう。 は、大量発生や大移動は別として、行動そのものは、生態とし、大量発生や大移動は別として、行動子のは、いかに場所・ては身近な一般的なものがが端的にわかる例と言える。それらては身近な一般的なものばかりである。怪異が、いかに場所・は、大量発生や大移動は別として、行動そのものは、生態とし

怪異における軽視の一因として、付け足しておきたい。むしろ今日に繋がる可愛いイメージの萌芽があった。これらも卑下の表現とはなるが、非難の素材としてもあまり使われず、無常を表わす歌語「月の鼠」(中期以降)を除くと、例が少なく、「鼠」は身近な存在であったものの、文学作品においても、

注

(1)『口遊注解』(幼学の会編、勉誠社、平成九年)に拠る。(1)『口遊注解』(幼学の会編、勉誠社、平成九年)に拠る。
(1)『口遊注解』(幼学の会編、勉誠社、平成九年)に拠る。
(1)『口遊注解』(幼学の会編、勉誠社、平成九年)に拠る。
(1)『口遊注解』(幼学の会編、勉誠社、平成九年)に拠る。

(2) 山下克明氏「陰陽師が使う式神の実態をめぐって」(『鴨関係は基本的に『新編国歌大観』。一部、途中で示した。典集成』。『今昔』は『新大系』だが平仮名に変えた。和歌典集成』。『今昔』は『新末系』だが平仮名に変えた。和歌子れに拠り、他は岩波書店『日本古典文学大系』『新日本

- 東通信』第96号、平成二十六年十二月)(2)山下克明氏「陰陽師が使う式神の実態をめぐって」(『鴨
- (3) 拙稿「上代の鼠の諸相――『古事記』で大国主を火難かれたい。
- し」(同・九六九・返し・女房)のみである。滑稽であり、ち見れば 鍋にも似たる 鏡かな つくまの数に 入れやしなまが、三角に立ちてもの言ふを見て、言ひやりける)、「うちが、三角に立ちてもの言ふを見て、言ひやりける)、「うちかずなが、 はいかしない 似たるかな 化けむ鼠に なりやしなまり 二十三代集に広げても、『続詞花集』戯咲の贈答歌「う
- 九七八)がある。 暮らせし 月日なるらむ」(香川景樹 『桂園一枝』 花・雑体・(5) 江戸末期には、「猫の子は 鼠取るまで 成りにけり 何に

恐ろしくはない。

(7)西山良平氏「平安京の動物誌」(『都市平安京』京都大学篇』(笠間書院、平成二十四年)。

- こうぎ、肴っ乱(青・香)こま言んなしこったゝ。 犬と、それ以外の狐・狼・鹿が取り上げられ、兎・猫も見学術出版会、平成十六年)は、主に六畜のうちの馬・牛・
- 径集』上巻・四三五・鼠)、「終夜 くみ入の鼠 騒ぐなり8)「小鼠の 夜々の騒ぎに 端破れて 内外隔てぬ 古簾かな (加納諸平 『柿園詠草』二・雑・九六四・簾)、「小夜中の 嵐が諸平 『柿園詠草』二・雑・九六四・簾)、「小夜中の 嵐だと、それ以外の狐・猺・鹿が取り上げられ、兎・猫も見えと、それ以外の狐・猺・鹿が取り上げられ、兎・猫も見
- けなげさ他――」(伏見稲荷大社『朱』第52号、平成二十(9) 拙稿「平安時代の狐――類書、幼学書、家宝「小狐」、食む音のする」(同・雑の歌・八七八・にくき物)。

五三二・冬獣)、「下冴えて寝られぬ冬の 枕上 鼠の物を

隙間の風は なれも寒しや」(井上文雄『調鶴集』冬の歌・

- む」(『調鶴集』雑の歌・八七三・ある禰宜の誇らしげなる(①)「成す事も 無くて人をも 恐れぬは これや社の 鼠なるら一年三月)参照。 けなげさ他――」(伏見稲荷大社『朱』第52号、平成二十けなげさ他――」
- 17号、昭和五十六年十一月)。(11) 今浜通隆氏「平安文学と『世説』」(『日本文学研究』第を憎みて)。
- 「12)「鼠の賦」にも、「或は鈴を頸にさげて、児童の戯となり」
- 進し、桃園天皇が五日間の謹慎となった。日に、上賀茂の神宝・神座等、数種鼠喰損の由を宮司が注13)『大日本史料』によると、寛延二年(一七四九)九月九

平成二十年八月三十日)の資料に、詩文と怪異の例を若干な動物たち―ネズミ―」第4回、於北海道教育大学札幌校、仁――」(北海道教育大学公開講座「文学に見られる身近付記=本稿は、「古典文学とネズミ――平安時代と和歌を中心

追加し、他の時代の例を一部省いた。